

ため池の安全管理に関する行政評価・監視

結果報告書

平成 29 年 5 月

東北管区行政評価局

岩手行政評価事務所

目 次

	頁
第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 ため池の安全管理の概況	2
第3 行政評価・監視結果	5
1 日常の危険の防止～安全対策～	5
2 災害時の危険の防止～防災・減災対策～	20
(1) 防災対策の推進	20
(2) 減災対策の推進	38
ア 防災重点ため池の地域防災計画等への位置付けの推進	38
イ ハザードマップの作成等の推進	39
ウ 防災重点ため池の大規模災害時の点検対象施設リストへの追加等	40
3 保全管理の在り方	51

図 表 目 次

	頁
第2 ため池の安全管理の概況	
図表Ⅰ－1 東北地方のため池の箇所数	2
図表Ⅰ－2 岩手県、宮城県及び福島県の東日本大震災によるため池の被害	3
図表Ⅰ－3 東日本大震災により決壊したため池（藤沼湖）	3
図表Ⅰ－4 全国のため池における死亡事故の発生件数	3
図表Ⅰ－5 「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定）（抜粋）	3
第3 行政評価・監視結果	
1 日常の危険の防止～安全対策～	
図表Ⅱ－1－(1) ため池における死亡事故等の発生状況	8
図表Ⅱ－1－(2) 現地調査ため池における安全対策の実施状況	9
図表Ⅱ－1－(3)－① 適切な事故対策が講じられていない事例 〈安全柵の設置等〉	10
図表Ⅱ－1－(3)－② 適切な事故対策が講じられていない事例 〈立て看板の設置等〉	11
図表Ⅱ－1－(3)－③ 適切な事故対策が講じられていない事例 〈救助設備等〉	12
図表Ⅱ－1－(4) 「農業用ため池の安全管理の徹底について」 （平成28年5月16日付け28農振第421号農村振興局 整備部防災課長通知）（抜粋）	14
図表Ⅱ－1－(5) 「農業用ため池の安全管理の徹底について」 （平成28年5月20日付け28北振第676号東北農政局 農村振興部長通知）（抜粋）	15
図表Ⅱ－1－(6) 「農業用ため池の安全管理の徹底について」 （平成28年7月7日付け東北農政局農村振興部 土地改良管理課長及び防災課長事務連絡）	16
図表Ⅱ－1－(7) 「ため池の安全管理は大丈夫？」（平成27年6月農林水産省 農林水産省農村振興局整備部防災課）	17
図表Ⅱ－1－(8) ため池の安全管理に関する周知状況	19
図表Ⅱ－1－(9) 「秋田県ため池整備方針」（平成28年2月11日）（抜粋）	19

2 災害時の危険の防止～防災・減災対策～

(1) 防災対策の推進

図表Ⅱ－２－(1)－①	「農業用ため池の一斉点検の実施及びデータベースの作成について」(平成25年3月29日付け24農振第2656号農村振興局整備部防災課長通知)(抜粋)	・ ・ ・ 23
図表Ⅱ－２－(1)－②	「農業用ため池の一斉点検結果を踏まえた今後の対応について」(平成26年8月29日付け26農振第1228号農村振興局整備部防災課長通知)	・ ・ ・ ・ ・ 28
図表Ⅱ－２－(1)－③	「農業用ため池の一斉点検結果を踏まえた今後の対応について」(平成28年9月12日付け28農振第1219号農村振興局整備部防災課長通知)	・ ・ ・ ・ ・ 29
図表Ⅱ－２－(1)－④	調査対象3県における一斉点検の実施状況	・ ・ ・ ・ ・ 30
図表Ⅱ－２－(1)－⑤	一斉点検の対象漏れたため池の現況と防災上の問題等	・ ・ 31
図表Ⅱ－２－(1)－⑥	「地震後の農業用ため池緊急点検要領(案)」 (平成9年3月25日農林水産省構造改善局整備部 防災課長制定)(抜粋)	・ ・ ・ ・ ・ 34
図表Ⅱ－２－(1)－⑦	一斉点検の対象にはされたものの、現地調査しようとしても所在が分からなかったため「確認不能」として点検されず、その後の豪雨により堤体が決壊等しているもの	・ ・ ・ ・ ・ 36

(2) 減災対策の推進

ア 防災重点ため池の地域防災計画等への位置付けの推進

図表Ⅱ－２－(2)－①	防災重点ため池の地域防災計画等への位置付け 状況等	・ ・ ・ ・ ・ 43
-------------	------------------------------	--------------

イ ハザードマップの作成等の推進

図表Ⅱ－２－(2)－②	防災重点ため池のハザードマップの作成及び公表 状況等	・ ・ ・ ・ ・ 44
図表Ⅱ－２－(2)－③	秋田県内の調査対象市町村のハザードマップの 公表状況等	・ ・ ・ ・ ・ 44

ウ 防災重点ため池の大規模災害時の点検対象施設リストへの追加等

図表Ⅱ－２－(2)－④	「農業用ため池の一斉点検結果を踏まえた今後の対応について」(平成27年9月3日付け27農振第1295号農村振興局整備部防災課長通知)(抜粋)	・ ・ ・ 46
図表Ⅱ－２－(2)－⑤	「宮城県ため池整備方針」(平成28年2月12日作成) (抜粋)	・ ・ ・ ・ ・ 49

3 保全管理の在り方

図表Ⅱ－3－(1)	「ため池の保全管理体制の整備及び強化について」 (平成26年8月29日付け26農振第1229号農村振興局 整備部防災課長通知)	57
図表Ⅱ－3－(2)	「ため池保全管理指針」(案)	59
図表Ⅱ－3－(3)	ため池の保全管理体制整備の手引き(平成26年7月農林 水産省農村振興局防災課)(抜粋)	61
図表Ⅱ－3－(4)	調査対象市町村におけるため池の保全管理状況	62
図表Ⅱ－3－(5)	ため池の保全管理が十分行われていない事例	63
図表Ⅱ－3－(6)	調査対象12市町村における多面的機能支払交付金を 活用したため池の保全管理状況	67
図表Ⅱ－3－(7)	書面調査した65市町村における市町村保全構想が 未策定である理由	68

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

農業用ため池（以下「ため池」という。）は、農業用水を確保するために、水を蓄え取水できるように人工的に造成されたもので、農林水産省の公表資料によれば、全国に約20万か所、そのうち東北地方には約1万8,000か所ある（平成26年3月現在）。

ため池の多くは江戸時代以前に築造されたもので、老朽化が進んでおり、東日本大震災の際、東北地方では、多くのため池で堤体の亀裂等の損傷が生じたばかりでなく、ため池によっては決壊して農地、家屋等に被害をもたらし、人的被害も発生している。

また、近年の集中豪雨等のため、決壊等による被災リスクが増加しているほか、ため池周辺では、都市化や農家・非農家の混住化（農業集落において、農家と農家以外（土地持ち非農家及び非農家）が混在して存在することをいう。以下同じ。）が進んでいるところも多く、水難事故の危険性も増加している。

この行政評価・監視は、ため池の安全対策、防災・減災対策及び保全管理の在り方を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 調査対象

(1) 調査対象機関

農林水産省東北農政局

(2) 関連調査等対象機関

岩手県、宮城県、秋田県、市町村（実地調査12、書面調査67）

（注）調査対象3県においてため池が所在する79市町村を対象に、12市町村で実地調査、67市町村で書面調査を実施した。

実地調査した12市町村は、花巻市、一関市、奥州市、金ケ崎町、仙台市、大崎市、大和町、大衡村、秋田市、横手市、由利本荘市及び大仙市である。

3 担当部局

総務省東北管区行政評価局、岩手行政評価事務所

4 調査実施期間

平成28年8月～29年5月

第2 ため池の安全管理の概況

説 明	説明図表番号
<p>ため池は、農業用水を確保するために、水を蓄え取水できるよう人工的に造成されたもので、農林水産省の公表資料によれば、全国に約 20 万か所、そのうち東北地方には約 1 万 8,000 か所ある（平成 26 年 3 月現在）。</p>	図表 I - 1
<p>ため池の多くは江戸時代以前に築造されたもので、老朽化が進んでおり、東日本大震災の際、東北地方では、多くのため池で堤体の亀裂等の損傷が生じたばかりでなく、ため池によっては決壊して農地、家屋等に被害をもたらし、人的被害も発生している。</p>	図表 I - 2 図表 I - 3
<p>また、近年の集中豪雨等のため、決壊等による被災リスクが増加しているほか、ため池周辺では、都市化や農家・非農家の混住化が進んでいるところも多く、水難事故の危険性も増加している。</p>	図表 I - 4
<p>一方、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づく「国土強靱化基本計画」（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定）は、</p> <p>① ため池、農業水利施設等を総点検し、その結果を踏まえて、施設の耐震化等のハード対策・ソフト対策を実施するとともに管理体制を強化し、併せて、地域コミュニティの防災・減災力の向上に取り組むこと、</p> <p>② 築造年代が古く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊して下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の一斉点検を平成 25 年度から実施しており、これを早急に完了させるとともに、その結果に基づく対策を実施すること、</p> <p>としている。</p> <p>農林水産省は、ため池の安全対策の徹底、防災・減災対策の推進、保全管理体制の整備等を図るために、各種通達を発出するとともに、マニュアル等を作成し、地方公共団体等に配布している。（詳細は、第 3 行政評価・監視結果を参照。）</p>	図表 I - 5

図表 I - 1 東北地方のため池の箇所数

県名	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	計
ため池数	1,813	3,150	6,093	2,705	1,160	3,730	18,651

(注) 農林水産省の資料（平成 26 年 3 月現在）に基づき当局が作成した。

図表 I - 2 岩手県、宮城県及び福島県の東日本大震災によるため池の被害

区 分	岩手県	宮城県	福島県	計
ため池数 (a)	3,150	6,093	3,730	12,973
ため池・ダムの被害報告箇所数 (b)	395	589	800	1,784
被災率 (%) (b/a)	12.5	9.7	21.4	13.8

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき当局が作成した。
 2 被害報告箇所数は、平成 23 年 11 月 25 日時点のものである。

図表 I - 3 東日本大震災により決壊したため池（藤沼湖）

・ 藤沼湖（福島県須賀川市）は、東日本大震災により決壊し、多量の貯水が濁流となって下流の集落を襲い、死者・行方不明者 8 人、家屋全壊 22 戸等の甚大な被害が発生した。



・ 決壊直後の藤沼湖



・ 濁流が襲った集落

(注) 農林水産省の資料に基づき当局が作成した。

図表 I - 4 全国のため池における死亡事故の発生件数

年 度	平 17	平 18	平 19	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24	平 25	平 26	計
死亡事故発生件数	20	17	23	17	18	21	24	31	27	19	217

(注) 農林水産省の資料に基づき当局が作成した。

図表 I - 5 「国土強靱化基本計画」（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定）（抜粋）

(別紙 3) 各プログラムの推進方針

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
 - 1-1) ~ 1-4) (略)
 - 1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
 - ため池、農業水利施設等の総点検とそれを踏まえた施設の耐震化等のハード

対策とソフト対策や管理体制の強化を実施するとともに、地域コミュニティの防災・減災力の向上に取り組む。

1-6) (略)

2～6 (略)

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) ～7-3) (略)

7-4) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

○ 築造年代が古く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の一斉点検を早急に完了させるとともに、その結果に基づく対策を実施する。

7-5) ～7-7) (略)

8. (略)

第3 行政評価・監視結果

通 知	説明図表番号
<p>1 日常の危険の防止～安全対策～</p> <p>平成22年4月から28年10月末までの間、調査の対象とした岩手県、宮城県及び秋田県（以下「調査対象3県」という。）のため池における死亡事故等は、宮城県で8件（11人が死亡）、秋田県で4件（4人が死亡）発生している（岩手県では発生していない）。特に平成28年7月1日夕刻、宮城県大衡村で、釣りをしていた親子3人がため池に転落し、全員が死亡するという事故が発生している。</p> <p>これらの事故の発生原因としては、部外者がため池に進入し、釣りをしていて転落したなどの状況がみられることから、ため池における事故等を未然に防ぐためには、進入防止や転落防止等の対策の徹底が求められている。</p> <p>(1) 安全対策の実施状況</p> <p>今回、12市町村に所在するため池のうち119か所のため池における安全対策の実施状況について現地調査したところ、12市町村79か所（66.4%）について、以下のとおり、適切な安全対策が講じられていない状況がみられた。</p> <p><安全柵の設置等></p> <p>① 人家に隣接しているなど転落事故が発生するおそれのある場所に安全柵が設置されていない。（12市町村30か所）</p> <p>② 安全柵に破損箇所や隙間があり、転落事故が発生するおそれがある。（10市町村21か所）</p> <p>③ 安全柵の扉が施錠されておらず、部外者が容易に進入できる。（9市町村13か所）</p> <p><立て看板の設置等></p> <p>① 部外者の進入を防止する注意喚起の立て看板が設置されていない。（12市町村34か所）</p> <p>② 損傷、経年劣化等のため、立て看板の表記が判読しにくくなっている。（7市町村11か所）</p> <p><救助設備等></p> <p>① 過去に転落による死亡事故等が発生しているため、脱出補助施設（安全ネット等）や救助設備（救助用浮き輪等）が必要と考えられるにもかかわらず、これらが設置されていない。</p>	<p>図表Ⅱ－1－(1)</p> <p>図表Ⅱ－1－(2)</p> <p>図表Ⅱ－1－(3)－①</p> <p>図表Ⅱ－1－(3)－②</p> <p>図表Ⅱ－1－(3)－③</p>

<p>(1 市町村 1 か所)</p> <p>② 取水施設の階段の手すりが腐食し、作業時等の安全性が保たれないおそれがある。(2 市町村 2 か所)</p> <p>東北農政局は、毎年度、ため池の安全管理に関する通知を東北6県に発出し、各県と関係市町村を通じて、土地改良区や水利組合等の施設管理者に事故対策の徹底を指導している。</p> <p>平成28年度は、本省から発出された「農業用ため池の安全管理の徹底について」(平成28年5月16日付け28農振第421号農村振興局整備部防災課長通知)の写しを添付した「農業用ため池の安全管理の徹底について」(平成28年5月20日付け28北振第676号東北農政局農村振興部長通知。以下「安全管理通知」という。)と、上記大衡村の事故発生を受けた「農業用ため池の安全管理の徹底について」(平成28年7月7日付け東北農政局農村振興部土地改良管理課長及び防災課長事務連絡。以下「安全管理事務連絡」という。)を発出している。</p> <p>このような東北農政局の指導にもかかわらず安全管理等が徹底されていない要因としては、農家戸数の減少、ため池周辺の都市化や農家・非農家の混住化などが進み安全対策が困難な状況になってきていることが挙げられる。また、県や市町村から施設管理者への有益な情報提供などの支援が十分でなかったことが考えられる。</p> <p>(2) 安全対策に関する周知状況</p> <p>農林水産省は、上記の安全管理通知に加え、事故の傾向から見た安全対策や、ため池の安全性について施設管理者が客観的に確認できるチェックリストの例などを記載したリーフレット(「ため池の安全管理は大丈夫?」(平成27年6月農林水産省農村振興局整備部防災課。以下同じ。))を作成・配布するとともに、農林水産省のホームページに掲載している。</p> <p>調査対象 3 県から県内市町村への安全対策に関する周知は、東北農政局から受けた安全管理通知、安全管理事務連絡及びリーフレット(以下「安全管理通知等」という。)の送付、市町村の担当者を招集した会議の開催を通じて図られている。</p> <p>今回、12 市町村を調査したところ、以下のとおり、安全管理通知等が施設管理者に対して十分に周知されていなかった。</p> <p>① 安全管理通知、安全管理事務連絡、リーフレットのいずれも周知していない。(4 市町村)</p> <p>② 安全管理通知及び安全管理事務連絡を周知していない。(4</p>	<p>図表Ⅱ-1-(4)</p> <p>図表Ⅱ-1-(5)</p> <p>図表Ⅱ-1-(6)</p> <p>図表Ⅱ-1-(7)</p> <p>図表Ⅱ-1-(8)</p>
--	--

<p>市町村)</p> <p>この要因としては、多くの市町村が、ため池の安全対策は施設管理者の責任で講ずべきものと認識し、自ら所有・管理していないため池に関与することに消極的であることが考えられる。</p> <p>安全対策の徹底を図るためには、安全管理通知等の情報提供が確実に現場に行き渡り、施設管理者がその趣旨・内容をよく理解して安全管理の重要性を認識した上で、日常的な点検や効果的な対策を講ずることが重要である。</p> <p>(3) 推奨的取組</p> <p>秋田県は東北 6 県で唯一、ため池の一斉点検 (2(2)で後述) 結果に基づき作成することとされている「ため池整備方針」(秋田県は平成 28 年 2 月 11 日作成) の中に、転落防止のための安全対策を位置付け、市町村と連携しながら、意識啓発、柵の設置等について施設管理者や地元集落等を指導・支援することとしている。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、東北農政局は、ため池の日常的な点検と効果的な安全管理を図るため、県及び市町村を通じ、安全管理通知等が施設管理者に確実に行き渡るよう徹底する必要がある。</p>	<p>図表Ⅱ-2-(2)-④ 図表Ⅱ-1-(9)</p>
---	----------------------------------

図表Ⅱ－１－(1)

ため池における死亡事故等の発生状況

県名	発生時期	安全施設の 有無		事故等の概要
		看板	安全柵	
宮城県	平成 22 年 7 月	有	有	水利組合員が草刈り作業中に転落し、死亡。
	平成 23 年 6 月	無	無	地元の保育園児と小学 6 年生が水遊び中に転落し、2 人とも死亡。
	平成 23 年 7 月	無	無	釣りをしている時に転落し、死亡したとみられる。
	平成 25 年 5 月	有	有	釣りをしている時に転落し、死亡したとみられる。看板は設置されていたが、相当古びている状態であった。
	平成 25 年 6 月	有	有	釣りをしている時に転落し、死亡。
	平成 26 年 9 月	有	有	釣りをしている時に転落し、死亡したとみられる。
	平成 27 年 5 月	有	有	釣りをしている時に転落し、死亡したとみられる。
	平成 28 年 7 月	無	無	釣りをしていた親子 3 人が転落し、全員が死亡。
秋田県	平成 24 年 9 月	有	有	堤体から滑落し、死亡したとみられる。
	平成 24 年 9 月	無	無	水を抜いたため池の底からトラックが発見され、車内で人が死亡していた（転落時等の状況は不明）。
	平成 27 年 5 月	無	無	ため池の近所の住人が水面に人が浮いているのを発見（転落時等の状況は不明）。
	平成 28 年 4 月	有	有	ため池の近所の住人が水面に人が浮いているのを発見（転落時等の状況は不明）。

(注) 当局の調査結果による。

図表Ⅱ－１－(2)

現地調査ため池における安全対策の実施状況

県名	市町村名	現地調査ため池数	適切な事故対策が講じられていないため池数	適切な事故対策が講じられていない事例数						
				安全柵の設置等			立て看板の設置等		脱出補助が設置されていない	手すりがない
				転落事故のおそれのある場所に安全柵が設置されていない	安全柵に破損箇所や隙間がある	安全柵の扉が施錠されていない	看板が設置されていない	看板が損傷している		
岩手県	花巻市	10	8	1	1	1	7	1	0	0
	一関市	10	8	2	4	2	3	0	0	0
	奥州市	10	8	5	1	1	2	0	0	0
	金ケ崎町	10	5	3	2	0	1	0	0	0
宮城県	仙台市	10	5	1	2	1	1	1	0	0
	大崎市	11	7	5	2	1	2	1	0	0
	大和町	10	6	3	0	1	2	1	0	0
	大衡村	9	5	2	1	2	2	0	1	0
秋田県	秋田市	10	6	1	4	2	2	2	0	1
	横手市	10	8	1	3	2	3	3	0	1
	由利本荘市	9	5	2	1	0	2	2	0	0
	大仙市	10	8	4	0	0	7	0	0	0
合計		119	79	30	21	13	34	11	1	2

(注) 1 当局の調査結果による。

2 ため池1か所につき複数の事例がある場合（例えば、安全柵に破損箇所があるほか、立て看板も設置されていない場合等）があるため、「適切な事故対策が講じられていない事例数」は、「適切な事故対策が講じられていないため池数」よりも多い。

図表Ⅱ－１－(3)－① 適切な事故対策が講じられていない事例〈安全柵の設置等〉

【事例 1】



(説明)

人家等に近接しており、道路にも面しているため、転落事故が発生するおそれがあるが、安全柵が設置されていない。

【事例 2】



(説明)

フェンスが破損し、約 4m の隙間が生じているため、転落事故が発生するおそれがある。(写真左側がため池)

【事例 3】



(説明)

安全柵の扉が施錠されておらず、部外者が容易に進入できる。

図表Ⅱ－１－(3)－② 適切な事故対策が講じられていない事例〈立て看板の設置等〉

【事例 1】



(説明)

部外者の進入を防止する注意喚起の立て看板が設置されていない。

【事例 2】



(説明)

経年劣化により立て看板の文字色が落ち、判読できない。

図表Ⅱ－１－(3)－③ 適切な事故対策が講じられていない事例〈救助設備等〉

【事例１】

(説明)

過去に２度同じたため池の同じ場所で、転落による死亡事故等が発生しているため、脱出補助施設（安全ネット等）や救助設備（救助用浮き輪等）が必要と考えられるにもかかわらず、これらが設置されていない。



〈赤丸の箇所で死亡事故が発生〉



〈赤丸の箇所を道路から撮影〉

(参考)



〈救助用浮き輪が設置されている他のため池〉

【事例 2】



(説明)

取水施設の階段の手すりが腐食し、一部は破損しており、作業時等の安全性が保たれないおそれがある。

図表Ⅱ－１－(4) 「農業用ため池の安全管理の徹底について」(平成28年5月16日付け
28農振第421号農村振興局整備部防災課長通知)(抜粋)

農業用ため池の安全管理の徹底について

農業用ため池の安全管理については「農業用ため池の安全管理の徹底について」(平成27年6月1日付け27農振第704号農林水産省農村振興局整備部防災課長通知)、「ため池の安全対策事例集の配布について」(平成25年5月15日付け農林水産省農村振興局整備部防災課課長補佐事務連絡)などにより、農業用ため池の安全点検や対策の実施、安全管理に関する啓発活動など安全対策をお願いしてきたところですが、依然として転落等による水難事故が発生し、尊い生命が失われている状況です。

このため、下記により、施設管理者が水難事故の未然防止のための安全管理に万全の措置を講じるよう、改めて貴局管内の県に周知をお願いするとともに、県を通じて関係市町村から土地改良区や水利組合等の施設管理者に対して周知いただくようお願いいたします。

また、農業用ため池において水難事故が発生した場合には、迅速な報告、情報収集及び事故後のフォローアップが図られるよう、日頃から関係機関との連絡体制を強化していただくようお願いいたします。

記

1. 点検の徹底等

- (1) 施設管理者は、日常から農業用ため池及びその周辺を巡視・点検し、危険箇所の有無を確認すること。
- (2) 施設管理者は、巡視・点検の結果、事故等の発生が懸念される場合には、安全柵、立て看板等の安全施設の設置等により事故等を未然に防止するための対策を講じること。
- (3) 施設管理者は、既設の安全柵、立て看板等の安全施設を常に善良な状態に保つこととし、施設の破損等を発見した場合には、早急にその修繕等の措置を講じること。
- (4) 特に、子どもや高齢者の事故が多く発生していることから、点検や対策の検討に当たっては子どもや高齢者の視点を含めて行うこと。

2. 水難事故の防止対策

- (1) 施設管理者は、釣り、水遊び等の周辺住民による利用状況や動向を把握し、農業用ため池及びその周辺に進入防止や転落防止等の安全施設の設置等の対策を講じること。
- (2) 施設管理者は、施設管理や利用状況に応じた転落防止の対策を徹底するとともに、転落した際における致命的な事故を回避する脱出補助施設や救助設備の設置等を講じること。

(3) 施設管理者は、「ため池の安全対策事例集（平成 25 年 5 月）」、「ため池の安全管理は大丈夫？（平成 27 年 6 月）」を参考に安全施設の必要性を検討するとともに、必要に応じて農村地域防災減災事業などを活用して、水難事故の防止に必要な安全施設を早急に整備するよう努めること。（以下、略）

図表Ⅱ－１－(5) 「農業用ため池の安全管理の徹底について」（平成 28 年 5 月 20 日付け 28 北振第 676 号東北農政局農村振興部長通知）（抜粋）

農業用ため池の安全管理の徹底について

標記につきましては、別添資料（26 農振第 421 号平成 28 年 5 月 16 日）のとおり農村振興局整備部防災課長から当局に発出されております。

このため、貴県におかれましては下記により、施設管理者が水難事故の未然防止のための安全管理に万全の措置を講じるよう、改めて周知をお願いするとともに、貴県を通じて関係市町村から土地改良区や水利組合等の施設管理者に対して周知していただきますようお願いいたします。

また、農業用ため池において水難事故が発生した場合には、迅速な報告、情報収集及び事故後のフォローアップが図られるよう、日頃から関係機関との連絡体制を強化していただきますようお願いいたします。

記

1. 点検の徹底等

- (1) 施設管理者は、日常から農業用ため池及びその周辺を巡視・点検し、危険箇所の有無を確認することに努めて頂きますようお願いいたします。
- (2) 施設管理者は、巡視・点検の結果、事故等の発生が懸念される場合には、安全柵、立て看板等の設置等により事故等を未然に防止するための対策を講ずることに努めていただきますようお願いいたします。
- (3) 施設管理者は、既設の安全柵、立て看板等を常に善良な状態に保つこととし、施設の破損等を発見した場合には、早急にその修繕等の措置を講ずることに努めて頂きますようお願いいたします。
- (4) 特に、子どもや高齢者の事故が多く発生していることから、点検や対策の検討に当たっては子どもや高齢者の視点を含めて行うことに努めて頂きますようお願いいたします。

2. 水難事故の防止対策

- (1) 施設管理者は、釣り、水遊び等の周辺住民による利用状況や動向を把握し、農業用ため池及びその周辺に進入防止施設や安全施設の設置等の対策を講ずることに努めて

頂きますようお願いいたします。

- (2) 施設管理者は、施設管理や利用状況に応じた転落防止の対策を徹底するとともに、転落した際における致命的な事故を回避する脱出補助施設や救助設備の設置等を講じることに努めて頂きますようお願いいたします。
- (3) 施設管理者は、「ため池の安全対策事例集（平成 25 年 5 月）」、「ため池の安全管理は大丈夫？（平成 27 年 6 月）」を参考に安全施設の必要性を検討するとともに、必要に応じて農村地域防災減災事業などを活用して、水難事故の防止に必要な安全施設の早急な整備に努めて頂きますようお願いいたします。（以下、略）

図表Ⅱ－1－(6) 「農業用ため池の安全管理の徹底について」（平成 28 年 7 月 7 日付け東北農政局農村振興部土地改良管理課長及び防災課長事務連絡）

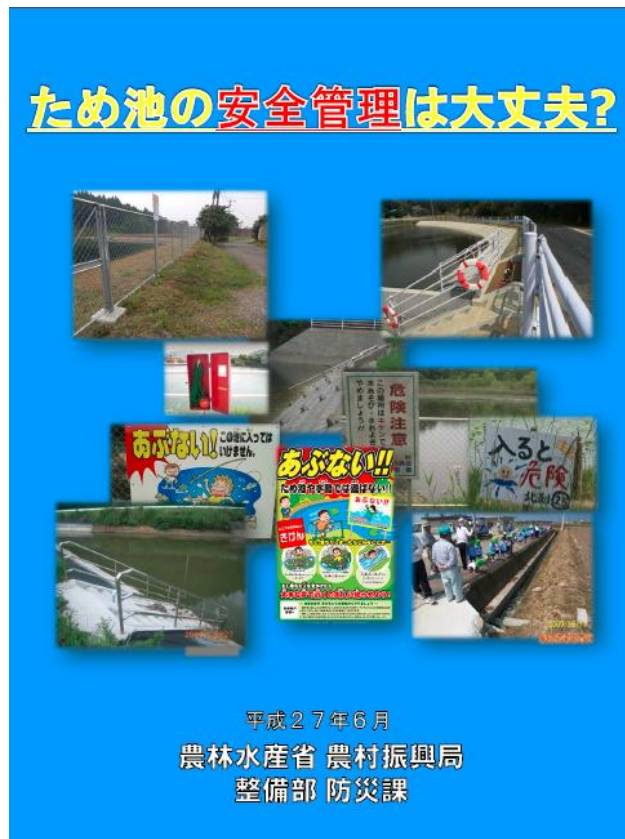
農業用ため池の安全管理の徹底について

農業用ため池の安全管理については「農業用ため池の安全管理の徹底について」（平成 28 年 5 月 20 日付け 28 北振第 676 号東北農政局農村振興部長通知）により、農業用ため池の安全点検や対策の実施、安全管理に関する啓発活動などを関係機関及び施設管理者に対して周知いただくようお願いしてきたところです。

しかしながら、7 月 1 日に宮城県内の農業用ため池において親子 3 人が死亡する事故が発生しました。

これから夏休みを迎え、農業用ため池での子供たちによる釣りや水遊びの機会が多くなり、水難事故への警戒が求められる時期となりますので、このような痛ましい事故の発生防止を徹底するため、再度、関係市町村及び水利組合並びに土地改良区等の施設管理者に対して、安全管理の一層の強化を図って頂くよう周知をお願い致します。

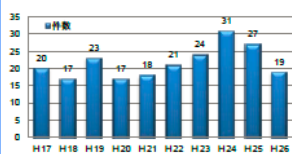
図表Ⅱ－１－(7) 「ため池の安全管理は大丈夫？」（平成27年6月農林水産省農村振興局整備部防災課）



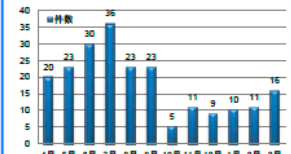
ため池における事故発生状況

- ため池周辺では、都市化や混住化が進んでいるところも多く、事故の発生件数は増加傾向にあります。
- また、事故者の年齢は、20歳未満の幼児・児童などの若年層及び60歳以上の高齢者が多くなっています。
- 事故は、4月から9月にかけて、釣りや水遊びなどの娛樂中に多く発生しており、次いで自動車運転中の転落事故が多くなっています。

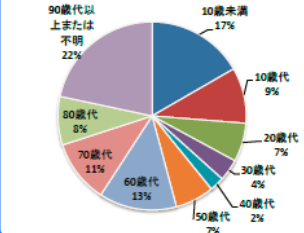
年度別の死亡事故発生件数



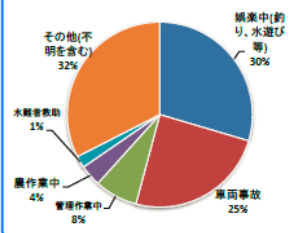
月別の死亡事故発生件数



死亡事故者の年代別割合



死亡事故の経緯別割合



※平成17～26年度の事故報告より

事故の傾向から見た安全対策

○ 事故の傾向と考えられる背景から、ハード・ソフトを組み合わせた対策を強化していく必要があります。

事故の傾向	考えられる背景	対策(案)	
		分類	内容
□ 春期～夏期に多く発生	・ 農繁期による施設操作 ・ 網業利用者の増加 ・ 散策などの増加	ソフト	・ 操作者への安全教育 ・ 広報誌等による啓発活動
□ 若年層や高齢者の事故が多い	・ 判断力の欠如 ・ 危険区域への進入 ・ 高齢者の不慮の転落	ハード	・ 安全施設、進入防止柵の設置 ・ 脱出しやすい施設構造 ・ 進入禁止及び警告看板 ・ 救命道具の常備
□ 網業中や草園の事故が多い	・ 判断力の欠如 ・ 危険区域への進入 ・ 草刈防護柵の不備		

安全対策の取組事例・・・ソフト面の対策

○ 施設管理の視点

施設管理者を対象とした防災、安全の両面から講習会を開催。事故事例を学びながら意識の向上を図る。



(講習会の状況)

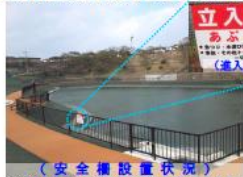
○ 啓発活動の視点

行政機関を主体に安全対策協議会を組織し、行政と施設管理者等が協力して、事故防止の啓発活動を実施。

安全対策の取組事例・・・ハード面の対策

○ 事故の抑制・抑止の視点

- ・ 転落防止を目的とする安全柵の設置
- ・ 転落時の脱出補助施設の設置
- ・ 進入防止を注意喚起する看板の設置
- ・ 転落防止を目的とする安全柵の設置



(安全柵設置状況)



脱出補助施設(安全ネット)

※事故抑制：看板などの事故を未然に防止すること、事故抑止：転落防止などの事故を物理的に防止すること

通常有すべき安全性

- 日頃から万が一を想定して、管理しているため池が危険な点がないかどうかを常に確認しておく必要があります。
- 下表は自己診断用のチェックリストの例です。このようなチェックリストを用いて客観的に確認することが重要です。

【自己診断項目】

区分	内容	確認
日常的な施設の巡回・点検等	・ 進入する出入口の施設がなされているか	□
	・ 転落防止用安全柵が破損して人が入るようになっていないか(破損してれば要補修)	□
	・ 看板は表示が消えかかっていないか(消えかかっていれば要補修)	□
	・ 小さい子供が理解できる表示板の内容となっているか	□
	・ 安全柵等を越えて遊ぶ子供や釣り人がいないか	□
構造上からみた危険性	・ 夜間外灯の設置の有無と点灯の確認(堤体周囲の道路の交通状況も確認する必要)	□
	・ 構造上の問題(深さや垂直な側壁)あるいは水深等から、転落した場合に、子供が脱出できる構造かどうか	□
立地条件からみた危険性	・ 通学路、住宅密集地に位置していないか	□
過去における転落事故の有無	・ 過去に転落事故が発生していないか	□
	・ 周辺の施設で転落事故が発生していないか	□
安全管理に係る啓発活動の実施	・ 周辺自治会等との情報交換(安全柵の設置、通水時期の周知等)	□
	・ 転落の危険性等の周知(かんがい期に入る前に広報誌等でため池の危険性を周知)	□

※参考：「土地改良施設安全管理の手引き」(平成18年3月 全国水士農ネット)

住民等への説明(危険性の認識)



高齢者の高齢時用の手すりの必要性について

小さい子供が理解できる表示板の設置



図表Ⅱ－１－(8) ため池の安全管理に関する周知状況

県名	市町村名	周知状況		
		安全管理通知	安全管理事務連絡	リーフレット
岩手県	花巻市	○	○	○
	一関市	○	○	○
	奥州市	×	×	○
	金ケ崎町	○	○	○
宮城県	仙台市	×	×	×
	大崎市	×	×	×
	大和町	×	×	×
	大衡村	×	×	×
秋田県	秋田市	×	×	○
	横手市	×	×	○
	由利本荘市	×	×	○
	大仙市	○	○	○

(注) 1 当局の調査結果による。

2 表中、「○」は、市町村から施設管理者に対して周知が図られていること、「×」は、周知が図られていないことを表す。

なお、リーフレットの周知について、岩手県及び秋田県の市町村では、県からの依頼に基づき、施設管理者に確実に行き渡るよう対応したとするとところが多くみられた。

3 「×」の中には、直接県から一部の施設管理者（土地改良区）に周知している場合もある。

図表Ⅱ－１－(9) 「秋田県ため池整備方針」（平成28年2月11日）（抜粋）

<p>1 ため池の整備方針</p> <p>【基本的な考え方】</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 転落防止のための安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転落防止のための安全対策（意識啓発、柵の設置等）については、市町村と連携し施設管理者や地元集落等への指導・支援を行う。 <p>【優先順位の考え方】 略</p> <p>2～4 略</p>
--

通 知	説明図表番号
<p>2 災害時の危険の防止～防災・減災対策～</p> <p>(1) 防災対策の推進</p> <p>近年、災害が激甚化し、大規模地震や豪雨等により多くのため池が被災しており、特に東日本大震災では、決壊等により、農地だけでなく下流域の住民や家屋等にも甚大な被害が発生している。</p> <p>このため農林水産省は、「農業用ため池の一斉点検の実施及びデータベースの作成について」(平成 25 年 3 月 29 日付け 24 農振第 2656 号農村振興局整備部防災課長通知。以下「一斉点検実施通知」という。)により、都道府県に対して、市町村と調整・協力し、受益面積 0.5 ha 以上のため池（必要がある場合は、0.5 ha 未満を含む。）の現状を把握するための一斉点検（以下「一斉点検」という。）を実施するよう求めている。</p> <p>一斉点検実施通知は、対象のため池について、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 堤体の諸元や老朽度等の構造的危険度 ii) ため池流域比（ため池の流域面積／ため池の満水面積） やため池流域崩落履歴等の周辺環境危険度 iii) 下流域の人家や公共施設の有無等の下流状況（影響度） iv) 築造年代、改修年代等その他の基本情報 v) かんがい用水のため池への依存度等 vi) 立地条件 <p>の各事項を点数化して総合的に判定し、その結果に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 緊急整備の優先度が高く、より詳細な点検・調査を要するもの ② 早急な整備が望まれ、より詳細な点検・技術的な調査を要するもの ③ 整備の緊急性は低いが、必要に応じ詳細な点検・技術的な調査を要するもの <p>に三分類することとしている。</p> <p>また、全国のため池はそれまで、都道府県や市町村の「ため池台帳」などにより整理されていたが、一斉点検実施通知は、災害時に早急に対応できるよう国、県、市町村が情報を共有しておく必要があるとして、都道府県に対し、市町村と調整し、一斉点検の結果に基づき「ため池データベース」を構築するとともに一定の頻度で更新し、国に報告するよう求めている。</p> <p>さらに、農林水産省は、「農業用ため池の一斉点検結果を踏まえた今後の対応について」(平成 26 年 8 月 29 日付け 26 農振第 1228 号農村振興局整備部防災課長通知。以下「26 年一斉点検対</p>	<p>図表Ⅱ－２－(1)－①</p> <p>図表Ⅱ－２－(1)－②</p>

応通知」という。)により、都道府県及び市町村に対し、

- i) 一斉点検の結果、上記の「①緊急整備の優先度が高く、より詳細な点検・調査を要するもの」とされたため池について、点検結果を市町村や施設管理者等に説明するとともに、早急かつ詳細に調査すること
- ii) その結果、緊急整備が必要とされたため池については、監視・管理体制の強化を図るとともに、ハード対策とハザードマップ作成などソフト対策を組み合わせ、防災・減災対策を実施すること

を求めている。

ため池一斉点検は、平成 25 年度から 27 年度までの 3 か年で実施され、農林水産省は、都道府県別の最終結果を平成 28 年 8 月末に公表している。また、今回の点検結果を踏まえて、平成 28 年 9 月に都道府県及び市町村に対し、「農業用ため池の一斉点検結果を踏まえた今後の対応について」(平成 28 年 9 月 12 日付け 28 農振第 1219 号農村振興局整備部防災課長通知。以下「28 年一斉点検対応通知」という。)を通知している。

なお、以上の一斉点検、一斉点検結果に基づく詳細調査、ハザードマップ作成に要する費用は、一定の期間(注)、その全額が国庫補助される。

(注) 一斉点検については平成 27 年度まで、詳細調査とハザードマップ作成については 30 年度まで。

一斉点検は、調査対象 3 県のうち宮城県及び秋田県においては、平成 25 年度から 26 年度にかけて県が実施した。また、岩手県においては、平成 25 年度は大雨による被害が相次いだことから、26 年度から 27 年度にかけ、主に市町村が実施した。

今回、調査対象 3 県のうち、既存のため池台帳とため池データベースの両方を入手することができた宮城県について、一斉点検の実施状況を調査したところ、以下のとおり点検漏れがみられ、この中には、防災上問題があるものもみられた。

ア 点検漏れの実態

一斉点検実施通知は、受益面積 0.5 ha 以上のため池(必要がある場合は、0.5 ha 未満を含む。)を対象としている。

平成 25 年 3 月作成のため池台帳と、一斉点検の結果に基づき作成したため池データベースとを比較してみると、ため池台帳では受益面積 0.5 ha 以上のため池が 4,426 か所であるのに対し、一斉点検の対象は 3,699 か所(83.6%)と両者に 727 か

図表Ⅱ-2-(1)-③

図表Ⅱ-2-(1)-④

図表Ⅱ-2-(1)-⑤

<p>所（16.4％）の差があり、点検漏れの箇所がある可能性がみられた。</p> <p>このため、宮城県内の4市町村で一斉点検の対象にされなかったため池317か所について、市町村を通じて現況を確認したところ、158か所（49.8％）は現在も利用されていた。</p> <p>また、これら点検漏れとなっている158か所のため池の中には、次のようなものがみられた。</p> <p>① 平成27年9月の関東・東北豪雨により、流域の法面が崩落し、復旧工事を実施しているもの（2か所）</p> <p>② 農林水産省の「地震後の農業用ため池緊急点検要領（案）」（平成9年3月25日農林水産省構造改善局整備部防災課長制定）に基づき、宮城県が、震度4（堤高が15m未満のため池にあっては震度5弱）以上の地震が発生した場合に緊急点検の対象としているもの（16か所）</p> <p>さらに、一斉点検の対象にはされたものの、現地調査しようとしても所在が分からなかったため「確認不能」として点検されなかったため池の中には、平成27年9月の関東・東北豪雨により、堤体が決壊したものなどが2か所みられた。</p> <p>イ 点検漏れ等の主な理由</p> <p>宮城県は、一斉点検に当たり関係市町村に点検対象リスト等を送付し調整を図っているが、当時は宮城県及び関係市町村とも、東日本大震災の復旧、復興業務に追われ、十分な確認がないまま、点検が行われたことによるものと考えられる。</p> <p>これらのため池は、データベースに掲載されず現状が把握されないまま放置される可能性がある。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、東北農政局は、大規模地震や豪雨等の自然災害によるため池の被災を未然に防止するとともに、緊急時に早急な対応ができるよう、一斉点検の事業主体である県又は市町村に対して、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>点検すべきであったにもかかわらず実施していないため池の有無を再度確認するとともに、未実施のため池については早急に点検し、ため池データベースに入力するよう促すこと。</p>	<p>図表Ⅱ－2－(1)－⑥</p> <p>図表Ⅱ－2－(1)－⑦</p>
---	---------------------------------------

図表Ⅱ－２－(1)－① 「農業用ため池の一斉点検の実施及びデータベースの作成について」(平成25年3月29日付け24農振第2656号農村振興局整備部防災課長通知)(抜粋)

農業用ため池の一斉点検の実施及びデータベースの作成について

これまで、ため池の点検については、施設管理者などにより日常点検が行われるとともに、「農業用ため池緊急点検の実施について(平成17年4月15日付け17農振第105号農林水産省農村振興局防災課長通知)」に基づき、受益面積0.5ha以上のため池を対象に全国点検が行われ、ため池緊急整備計画を策定し、計画的なため池整備を実施してきたところである。

しかしながら、近年、災害が激甚化し、大規模地震や豪雨等により多くのため池が被災し、東日本大震災では決壊等により農地だけでなく下流域の住民や家屋等にも甚大な被害が発生した。

また、平成24年10月の会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書「公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等に関する会計検査の結果について」では、ため池の耐震整備率は約4%程度にとどまっており、耐震性が不明なものが9割以上であるとされているところである。

このような状況の中、仮に決壊した場合に下流への影響が大きいため池については、早急に整備を実施する他、万一の際の被害を軽減するための対策を講じることが急務となっている。

このため、全国に約21万箇所存在するため池のうち、一定規模以上のため池を対象に、現状を把握するための一斉点検を改めて実施し、早急に対策を講ずべきため池を把握することで、効果的・効率的な防災・減災対策を計画的に推進することが重要である。

については、以下のとおりため池の点検、情報管理及び各種計画の位置づけに係る取組について、上記趣旨をご理解いただくとともに、貴職より管下都府県に対して、早急に点検等を実施するよう通知されたい。また、県を通じて関係市町村等へ周知されるよう依頼されたい。

記

【目的】

全国に約21万箇所存在するため池のうち、一定規模以上のため池を対象に、現状を把握するための一斉点検を実施し、早急に対策を講ずべきため池を把握することで、効果的・効率的な防災・減災対策を計画的に推進する。

【取組内容】

1 警戒すべきため池の定義について

警戒すべきため池については、別紙1(警戒ため池等の運用)に定めるとおり整理

すること。都道府県は、市町村と調整した上で、別紙1に基づき、都道府県における警戒すべきため池の定義を整理し、様式1（警戒すべきため池の考え方）により報告すること。

（注） 警戒すべきため池については、「農業用ため池の一斉点検結果を踏まえた今後の対応について」（平成27年9月3日付け27農振第1295号、農村振興局整備部防災課長通知）により、名称が「防災重点ため池」に変更されている。

2 ため池の一斉点検の実施

別紙2（農業用ため池の一斉点検及びデータベース構築要領）及び別紙3（農業用ため池一斉点検実施要領）に基づき、ため池の一斉点検を実施すること。

3 国と地方自治体における共通ため池データベースの構築

都道府県は、市町村と協力し、別紙2（農業用ため池の一斉点検及びデータベース構築要領）及び別紙4（ため池データベース構築要領）に基づきデータベースの作成・更新を行うこと。

4 地域防災計画・水防計画等への位置づけ

今後、別紙1に掲げる警戒すべきため池については、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、地域防災計画及び水防計画に位置づけ、また、地震防災上緊急に整備すべき施設については、地震防災緊急事業5箇年計画に位置づけるなどして、防災・減災にかかる取組の推進を図るよう努めること。

【提出期限】（略）

別紙1

警戒ため池等の運用（略）

別紙2

農業用ため池一斉点検及びデータベース構築要領

（目的）

第1 近年、大規模地震や豪雨等の災害により、数多くのため池が被災し、農地だけでなく、下流域の住民や家屋等に甚大な被害が発生している。

大規模地震や豪雨等の自然災害による被災を未然に防止するため、一斉点検を通じて施設の現状を把握するとともに決壊の危険度や周辺への影響度を改めて確認し、今後のため池の効率的かつ重点的な防災・減災対策の実施に資するものである。

(対象)

第2 一斉点検及びデータベース構築対象とするため池は基本的に受益面積 0.5 ha以上のため池（旧農業用ため池であって、今後防災・減災対策の検討又は実施が必要と想定されるものを含む。）とする。

なお、点検はため池の規模等に応じて段階的に行うものとし、(1)及び(2)を優先的に実施することとする。

(1) 警戒すべきため池

① 決壊した場合に人家や病院、学校などの重要な公共施設へ影響を与えるおそれがあるもの

② 堤高 15m 以上であるもの

(2) 受益面積 2 ha以上のため池

受益面積が 2 ha以上のため池 ((1)のため池を除く)

(3) 受益面積 0.5 ha以上のため池

受益面積が 0.5 ha以上又は 0.5 ha未満であっても点検を要すると思われるため池 ((1)及び(2)を除く)

(とりまとめ方法)

第3 別に定める農業用ため池一斉点検実施要領に基づき実施し、点検結果を様式2の「ため池一斉点検（地震）」及び「ため池一斉点検（豪雨）」を記入するとともに、ため池データベース構築要領に基づき様式2の「ため池データベース」を記入する。個別の点検結果の判定は、様式3及び4により実施する。市町村別の集計表のとりまとめは都道府県が行い、都道府県別の集計表のとりまとめは地方農政局（北海道にあっては北海道、沖縄県にあっては沖縄総合事務局とする。以下同じ。）が行うものとする。

なお、点検の実施及びため池データベースの構築にあたっては、都道府県と市町村において調整した上で、適宜協力して実施するものとする。

(実施期間・報告期限)

第4 実施期間・報告期限（農政局への報告）の目安は次の(1)から(3)のとおりとし、データベース及び点検結果の報告は電子データによるものとする。

(1) 警戒すべきため池

点検期間：平成 25 年 4 月上旬から平成 25 年 12 月下旬まで（約 9 ヶ月）

報告期限：平成 26 年 2 月中旬。ただし、堤高 15m 以上かつ受益面積 500 ha 以上のため池にあっては 6 月末。

(2) 受益面積 2 ha以上のため池

点検期間：警戒すべきため池点検後から適宜実施

報告期限：平成 26 年 2 月中旬

(3) 受益面積 0.5 ha以上のため池

点検期間：(1)及び(2)点検後から適宜実施

報告期限：平成 26 年 11 月末（予定）

第 5～7（略）

別紙 3

農業用ため池一斉点検実施要領（原則、点検項目のみ記載）

- 1 点検上の一般事項
- 2 点検対象ため池
- 3 構造的危険度の判定

(1) 堤体諸元

堤体の基礎的諸元である堤体材料、堤高、堤長、堤長幅、貯水量、法面勾配、形式について確認する。築造時又は改修時の設計図書等が残っている場合はこれらの書類から判断する。

(2) 堤体老朽度

余裕高、断面不足、クラック、漏水状況、はらみ出し（堤体法面が押し出ている状態）について確認する。

(3) 取水施設

(4) 洪水吐

(5) 緊急放流施設等（底樋を含む）

(6) 底樋年代

4 周辺環境危険度の判定

(1) ため池流域比

次式を用いて算定する。

$$\text{流域比} = \text{ため池の流域面積 (ha)} / \text{ため池の満水面積 (ha)}$$

なお、流域面積、満水面積は、ため池台帳等に整理されているデータを活用するか、データがない場合、あるいはため池台帳等のデータが古い場合は地形図等から計測する。

(2) ため池流域崩落履歴

ため池の流域内における崩落履歴を確認する。「崩落」とは、斜面の小規模滑落が見られる場合や砂質土系の崩れやすい地質でガリ浸食が見られる場合も含むものとする。

なお、崩落履歴については、管理者など土地の事情に精通している人への聞き取りや衛星画像などにより判断するものとする。

(3) 接続道路

(4) 地形

(5) 基礎地盤の地質年代

5 下流状況（影響度）の判定

6 その他の基本情報の確認

7 依存度の判定

8 立地条件の確認

別紙 4

ため池データベース構築要領 未定稿

1 目的

全国のため池は、都道府県や市町村において、「ため池台帳」などにより各自治体が整理されてきていたが、近年多発する災害に備えて緊急時において早急な対応を行うため、国、県、市町村が情報を共有しておく必要がある。また、大規模災害などに対応する施策を検討するためにも情報を共有化する必要がある。

このため、本要領により情報項目、更新頻度及び様式を定めるものである。

2 更新頻度と情報内容

更新する頻度及び国への報告の内容については以下を基本とする。なお、都道府県の更新頻度は悉皆調査を行う頻度では無く、変更内容を更新する頻度である。

警戒ため池は、変更が判明した時点で、随時、都道府県のデータを更新するものとし、必要に応じて地方自治体におけるため池の改修計画等に反映させるものとする。

下表に示す把握する情報及び頻度は、最低限な情報や頻度を定めたもので、それ以上の情報を把握することや頻度とすることを妨げるものではない。

分類	把握する情報	県の更新頻度	国への報告	国への報告頻度
①警戒ため池	登録情報	随時	登録情報	1回/年
②2 ha以上	登録情報	1回/年	基本諸元	1回/年
			登録情報	1回/5年
③0.5 ha以上	基本諸元	1回/5年	基本諸元	1回/5年
④その他	基本諸元	必要に応じて	—	—

3～4 (略)

(注) 上記別紙4の「ため池データベース構築要領」に記載されている「基本諸元」とは、ため池の名称、所在地、施設管理者、築造年、形式、堤高、堤頂長、かんがい受益面積などとなっており、「登録情報」とは、ため池の洪水吐諸元、設計洪水量、取水口諸元、底樋諸元、改修歴、被害想定などとなっている。

図表Ⅱ－２－(1)－② 「農業用ため池の一斉点検結果を踏まえた今後の対応について」
(平成 26 年 8 月 29 日付け 26 農振第 1228 号農村振興局整備部防災課長通知)

農業用ため池の一斉点検結果を踏まえた今後の対応について

平成 25 年度、26 年度の 2 か年で全国のため池の一斉点検を実施しているところである。

この度、平成 25 年度に実施した一斉点検について全国集計した結果、調査完了数 46,107 か所のうち、防災重点ため池について 2,056 か所が「より詳細な調査を要する」と評価された。

ついては、「より詳細な調査を要する」と判定されたため池については、早急に詳細な調査を実施するよう、貴職から貴局管内の県に対して通知されたい。

詳細な調査の結果、整備が必要とされたため池については、監視・管理体制の強化を図るとともに、ハード対策とハザードマップ作成等のソフト対策を組み合わせ、防災・減災対策を実施するよう、県を通じて、関係市町村等へ周知されるよう依頼されたい。

記

- 1 点検中、異常を認めたため池については、速やかに監視体制を強化するなど、必要な措置を講じること。
- 2 「より詳細な調査を要する」とされたため池は、市町村や施設管理者等に対して点検結果を説明するとともに、早急に詳細な調査を実施し、その結果を踏まえて、補助事業等の活用に向け農村地域防災減災事業の総合計画及び推進計画を更新すること。
- 3 ハード対策の実施に当たっては所有者との調整等、所要の時間・調整を必要とすることから、ハード対策を実施するまでの間、対策の必要なため池についてハザードマップの作成・周知や情報連絡体制の整備等ソフト対策の推進を図ること。特に、下流に人家や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれがある等の防災重点ため池については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく地域防災計画及び水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく水防計画に位置付け、公表するとともに、ハザードマップの作成や情報連絡体制の整備を行うこと。
- 4 災害を未然に防止するため、施設管理者等と調整の上、ため池の貯水位をあらかじめ低下させて施設の安全度を高める、出水期等の点検頻度・項目を見直し監視・管理体制の強化を図るなど、日常管理の向上に取り組むこと。

図表Ⅱ－２－(1)－③ 「農業用ため池の一斉点検結果を踏まえた今後の対応について」
(平成 28 年 9 月 12 日付け 28 農振第 1219 号農村振興局整備部防災課長通知)

農業用ため池の一斉点検結果を踏まえた今後の対応について

近年、大規模地震や豪雨等により多くのため池が被災していることを踏まえ、平成 25 年度から平成 27 年度の 3 か年で全国のため池の一斉点検を実施し、都道府県別の最終結果を平成 28 年 8 月 31 日に公表したところである。

今回の点検結果を踏まえて、耐震整備等のハード対策とハザードマップ作成等のソフト対策を推進していくに当たっての留意事項を下記のとおり取りまとめたので、「防災重点ため池」の防災・減災対策の推進に努めるよう貴職から貴局管内の県に対して通知されたい。また、県を通じて関係市町村等へ周知されたい。

記

1 一斉点検の結果について

- (1) 一斉点検の結果、「防災重点ため池」に位置付けられたため池については、地方公共団体において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく地域防災計画及び水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく水防計画に位置付けるように努めるとともに、地域住民等関係者に対し、必要な情報の提供を図ること。
- (2) 一斉点検により作成されたため池データベースについては、県において適切に管理・更新すること。

2 詳細調査等の実施と結果を踏まえた対応について

- (1) 「防災重点ため池」については、詳細な調査の優先度が高いと判定されたため池を優先して詳細調査等を進め、平成 32 年度までに全ての「防災重点ため池」において必要な調査を完了するよう努めること。また、「防災重点ため池」以外のため池についても、農業上重要な施設である等、県等が必要であると判断するものについては、計画的に必要な調査を実施するよう努めること。
- (2) 詳細調査等により対策工事が必要であるとの結果となった場合には、速やかな対策工事の実施に努めるとともに、工事実施までの対応として、下記 3 のソフト対策の実施について特に優先して取り組むこと。また、詳細調査等の結果に応じて必要な情報については、ため池管理者や地域住民等への提供を図ること。

3 ハザードマップ作成や監視・管理体制強化等のソフト対策について

- (1) 地方公共団体は、全ての「防災重点ため池」において、平成 32 年度までにハザードマップを作成し、地域住民への配布や地方公共団体のホームページへの掲載などにより関係者に周知すること。また、作成したハザードマップは、防災訓練や災害学習などへの活用を図ること。

(2) 地方公共団体は、ハザードマップの作成・公表に加え、必要に応じて、監視・管理体制の強化（災害を未然に防止するための事前の水位低下、県・市町村・施設管理者・地域住民の間の情報連絡体制の構築、出水期等における点検項目・頻度の見直しやその強化など）等、必要な措置を講じるよう努めること。

図表Ⅱ－２－(1)－④ 調査対象３県における一斉点検の実施状況

県名	実施年度	事業費 (千円)	一斉点検実施ため池数			左のうち 防災重点 ため池数
			受益面積 0.5 ha以上 2 ha未満	受益面積 2 ha以上	計	
岩手県	平成 26～27 年度	221,194	903	996	1,899	43
宮城県	平成 25～26 年度	80,803	1,083	1,975	3,058	47
秋田県	平成 25～26 年度	253,800	493	1,828	2,321	343
計	—	555,797	2,479	4,799	7,278	433

(注) 1 実施年度及び事業費は、当局の調査結果に基づき記載した。
 2 一斉点検実施ため池数及び防災重点ため池数は、平成 28 年 8 月 31 日付けの農林水産省の公表資料に基づき当局が記載した。なお、一斉点検実施ため池数には、廃止されたため池や現地確認ができなかったため池は含まれていない。

【内容】

宮城県は、平成 17 年度に「農業用ため池緊急点検の実施について」（平成 17 年 4 月 15 日付け 17 農振興第 105 号農林水産省農村振興局防災課長通知）に基づき、宮城県が従前から保管していた台帳を基に緊急点検を実施し、その結果を宮城県農林水産部の共有フォルダーに「ため池台帳（H20.4）」として収録してきた。

その後、東日本大震災による被害の実態把握を目的として、平成 24 年度に受益面積 20 ha 以上のため池 334 か所について、ため池実態調査を実施し、前述の「ため池台帳（H20.4）」を更新し、「ため池台帳（平成 25 年 3 月）」を作成している。

ため池台帳（平成 25 年 3 月）には、受益面積が無いものも含まれており、宮城県内のため池総数は 5,991 か所（農業用ダム 20 か所を含む。）となっており、このうち受益面積が 0.5 ha 以上のものは、4,426 か所（当局の集計）となっている。

一方、宮城県における一斉点検の対象ため池数は 3,699 件（廃止ため池、現地確認不能ため池を含む。）となっており、宮県のため池台帳（平成 25 年 3 月）で受益面積 0.5 ha 以上にとされているため池 4,426 か所に対する実施割合は 83.6% となっており、727 か所は対象になっていない。

また、調査対象市町村における宮県のため池台帳（平成 25 年 3 月）に記載されている受益面積が 0.5 ha 以上のため池数に対する一斉点検の実施割合をみると、表 1 のとおり大崎市では 90% になっているが、大衡村では 45.6% と半分にも満たないものとなっている。

表 1 宮県のため池台帳に対する一斉点検の実施状況

区 分	ため池台帳上のため池数	左のうち受益面積 0.5ha 以上のもの (a)	一斉点検実施ため池数 (b)	一斉点検の実施割合 (%) (b/a)
宮城県全体	5,991	4,426	3,699	83.6
仙台市	272	240	198	82.5
大崎市	800	539	485	90.0
うち旧古川市	61	58	55	94.8
大和町	420	369	265	71.8
大衡村	274	272	124	45.6
計	1,766 (1,027)	1,420 (939)	1,072 (642)	75.5 (68.4)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 一斉点検実施ため池数の中には受益面積が 0.5 ha 以下のものも一部含まれている。

3 括弧内の数字は、合併前の旧古川市分と、仙台市、大和町及び大衡村の合計である。

今回、宮県のため池台帳（平成 25 年 3 月）に記載されている受益面積 0.5 ha 以上のもののうち、調査対象市町村管内において一斉点検の対象になっていないため池 317 か所に

について、調査対象市町村を通じて現況を確認したところ、ため池として機能（利用）しているものが表2のとおり158か所(49.8%)みられた。

表2 一斉点検の対象になっていないため池の現況

市町村名	一斉点検の対象になっていないため池	市町村への確認結果			
		機能有り(利用)	廃止	不明	計
仙台市	52	10	21	21	52
大崎市 (旧古川市分)	3	1	1	1	3
大和町	114	73	24	17	114
大衡村	148	74	70	4	148
計(構成比:%)	317	158 (49.8)	116 (36.6)	43 (13.6)	317 (100)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 大崎市については、宮城県のため池台帳には800か所のため池があり、全てについて確認することは困難であるため、合併前の旧古川市分を調査した。

3 調査対象4市町村(大崎市は旧古川市分に限る)に所在するに受益面積0.5ha以上のため池(939か所)に占める「機能有り(利用)」(158か所)の割合は、16.8%になっている。

また、これらの中には、次のような事例がみられた。

【事例1】

- 一斉点検の対象になっておらず、その後の豪雨により流域の法面が崩落しているもの
 写真1 (当局の現地調査時の写真) 写真2 (当局の現地調査時の写真)



(説明)

豪雨により写真2の左側の斜面が崩落し、土砂がため池に流入した。写真2の中央部に住宅が見えるが、堤体はその手前にあり、住宅と堤体は隣接している。

一斉点検実施通知では、一斉点検に当たっては、周辺環境の危険度について調査することとされており、具体的には、ため池流域の崩落履歴等についても調査することとされている。一斉点検から除外された理由については、宮城県では不明としている。

【事例2】

- 一斉点検の対象になっておらず、その後の豪雨により流域の法面が崩落しているもの
写真1（被災時の写真）写真2（当局の現地調査時の写真）



（説明）

豪雨により地山が崩落した。写真1は、復旧工事着手前の写真であり、写真2は、当局の調査時のものであり、土砂は除去されていた。

一斉点検実施通知では、一斉点検に当たっては、周辺環境の危険度について調査することとされており、具体的には、ため池流域の崩落履歴等についても調査することとされている。なお、宮城県は、一斉点検から除外された理由は不明としている。

【事例3】

- 一斉点検の対象になっていない地震時の緊急点検ため池

宮城県は、「地震後の農業用ため池緊急点検要領（案）」に基づき、「大規模災害時の点検対象施設リスト」（平成28年3月31日最終修正）を作成しているが、これに記載されている農業用ダム15か所を除く、ため池190か所について、一斉点検の実施状況をみると、16か所のため池について一斉点検が実施されていない。この理由について、宮城県では不明としている。

なお、一斉点検の対象になっていないため池については、ため池の現状が把握されな
いまま、データベースの作成対象にもならず、国、県、市町村において情報が共有されな
いものになっている。

図表Ⅱ－２－(1)－⑥ 「地震後の農業用ため池緊急点検要領（案）」（平成9年3月25日農林水産省構造改善局整備部防災課長制定）（抜粋）

第1章 総則

1.1 趣旨

本要領は、地震発生後の農業用ため池の緊急点検に当たって遵守すべき事項を示すものである。

1.2 適用範囲

1.2.1 対象ため池

対象ため池は、次のいずれかに該当するため池とする。

- (1) 地震防災対策特別措置法第2条に掲げる地震防災緊急事業五箇年計画に定められている農業用ため池
- (2) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条に掲げる地震対策緊急整備事業計画に定められている農業用ため池
- (3) 災害対策基本法第40条に掲げる都道府県地域防災計画もしくは災害対策基本法第42条に掲げる市町村地域防災計画に定められている農業用ため池
- (4) 堤高が10m以上又は貯水量が10万 m^3 以上、若しくは決壊した場合人的被害を及ぼす恐れがある農業用ため池

（解説）

- (1)～(3) (略)
- (4) 決壊した場合、下流域の人命人家等の人的被害や公共的施設に直接被害を及ぼす恐れのある農業用ため池で、当該市町村長が防災上重要な施設として認めたもの。
- (5) 本要領に定めのない農業用ため池については、必要に応じて本要領を準用する。
- (6) 本要領（案）の農業用ため池には、堤高15m未満の農業用ダム及び法河川以外に設けられた農業用ダム、調整池を含む。

1.2.2 対象地震

対象地震は、ため池地点周辺の気象庁が発表する震度情報の気象庁震度階（以下、「気象庁震度階」という。）が4（堤高が15m未満のため池にあつては5弱）以上である地震とする。

（解説）

（略）

1.3 緊急点検

緊急点検は、地震発生後速やかに実施することとし、堤体、洪水吐、取水施設周辺地山等の状況について目視による外観点検を主に、管理者又は市町村（以下

「管理者等」という)が行うものとする。

(解説)

(略)

第2章 緊急点検体制 (略)

第3章 緊急点検後の措置

3.1 応急措置 (略)

3.2 継続観測 (略)

3.3 緊急点検結果の報告

緊急点検の結果、被害が確認された場合は、別紙様式に整理の上、あらかじめ定められた連絡体制に基づき、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長（以下、「地方農政局長等」という。))にファックス等により報告するものとする。また、報告の時期は、緊急点検にあっては地震発生後24時間以内に、継続観測により異常が認められた場合は直ちに、地方農政局長等に報告するものとする。

なお、緊急点検の結果、被害が確認されなかったため池についても、点検したため池の箇所数については上記により報告するものとする。

(解説)

緊急点検の結果を別紙様式に整理の上、あらかじめ定められている管理者から地方農政局長等までの連絡体制により速やかに報告するものとする。

なお、都道府県はため池の被害の有無にかかわらず、すべての対象ため池の点検結果を把握しておくものとする。

別紙様式 ため池震災点検調査表 (省略)

制 定 平成9年3月25日 9-4 構造改善局整備部防災課長

一部改正 平成18年3月31日 17農振第2215号 農村振興局整備部防災課長

図表Ⅱ－２－(1)－⑦ 一斉点検の対象にはされたものの、現地調査しようとしても所在が分からなかったため「確認不能」として点検されず、その後の豪雨により堤体が決壊等しているもの

【事例１】

写真１（一斉点検の現地確認時の写真）



写真２（被災時（復旧前））



(注) 豪雨により赤丸の箇所にあった堤体が決壊

写真３（災害復旧後）



(注) 赤丸の箇所が復旧された堤体

(説明)

宮城県では、当時の担当者の説明によれば、現地調査の際は地元市町村や施設管理者に照会を行い、現地調査を実施しているとしているが、本事例について実際に市町村等に照会したかは確認が取れない。

また、地元市町村は、照会があったかどうか不明としている。本ため池は寺（墓地）に隣接しており、地元市町村や周囲の住民から所在を確認すれば、現地が確認できたものと考えられる。

なお、一斉点検実施通知では、一斉点検に当たっては、ため池の堤体の諸元や老朽度等の構造的危険度を調査することとされている。

【事例 2】（被災時（復旧前））



（注）赤丸の箇所が損傷（洗掘）部分である。

（説明）

豪雨により、堤体の上流側法面が約 25m にわたって損傷した。

宮城県では、当時の担当者の説明によれば、現地調査の際は地元市町村や施設管理者に照会を行い、現地調査を実施しているとしているが、本事例について実際に市町村等に照会したかは確認が取れない。また、地元市町村は、照会があったかどうか不明としている。

なお、一斉点検実施通知では、一斉点検に当たっては、ため池の堤体の諸元や老朽度等の構造的危険度を調査することとされている。

通 知	説明図表番号
<p>(2) 減災対策の推進</p> <p>ア 防災重点ため池の地域防災計画等への位置付けの推進</p> <p>農林水産省は、一斉点検実施通知により、今後警戒すべきため池（現在の「防災重点ため池」）については、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画や、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防計画等に位置付け、防災・減災に努めるよう、地方農政局等を通じて都道府県及び市町村に通知している。</p> <p>また、東北農政局は、会議等を通じて、防災重点ため池を地域防災計画等に位置付けるよう助言している。</p> <p>(7) 県（調査対象3県）の取組状況</p> <p>今回、調査対象3県の地域防災計画及び水防計画について調査したところ、岩手県及び宮城県で、一部の防災重点ため池が水防計画に位置付けられているが、個別のため池の名称等が地域防災計画に位置付けられている防災重点ため池はみられなかった。</p> <p>防災重点ため池の名称等を地域防災計画に位置付けていない理由について、岩手県及び宮城県は、「地域防災計画における他事項との横並びから、具体の名称等については位置付けなかったが、今後検討したい。」としている。また、秋田県は、県の計画には市町村別の防災重点ため池数を記載し、市町村の計画には個別のため池を記載するよう依頼したとしている。</p> <p>(4) 市町村（調査対象12市町村）の取組状況</p> <p>今回、12市町村について調査したところ、防災重点ため池を水防計画に位置付けているものはなかった。また、5市町村の地域防災計画には位置付けられていたが、7市町村の地域防災計画には位置付けられていなかった。</p> <p>地域防災計画に位置付けている5市町村の記載状況をみると、全ての防災重点ため池を地域防災計画に記載しているのは2市町村であり、残りの3市町村では一部の防災重点ため池の記載にとどまっていた。</p> <p>一斉点検実施通知では、警戒すべきため池（現在の「防災重点ため池」）及び受益面積2ha以上のため池については平成25年度早期に点検し、結果を平成26年2月中旬ま</p>	<p>図表Ⅱ－2－(1)－① (再掲)</p> <p>図表Ⅱ－2－(2)－①</p>

<p>で、それ以外のため池についても同年 11 月末までに国に報告することとされているが、どのため池が「防災重点ため池」に選定されたかについて県から市町村に通知されたのは、岩手県では 28 年 1 月から 3 月にかけて、宮城県では 28 年 7 月 12 日、秋田県では 27 年 10 月 1 日であった。特に、宮城県は、一斉点検を平成 25、26 年度に実施しているが、市町村に一斉点検の結果を通知したのは、25 年度実施の中間報告を平成 26 年 8 月に行い、26 年度実施結果を取りまとめて最終報告したのは、その実施から 1 年以上経過した 28 年度に入ってからとなっていた。</p> <p>これらの通知を受けてからまだ間もないことが、防災重点ため池を地域防災計画等に位置付けていない市町村が多い理由の一つとして考えられる。</p> <p>一方、防災重点ため池を地域防災計画等に位置付けることについては、調査対象としたほとんどの市町村が「今後検討したい。」としている。</p>	
<p>イ ハザードマップの作成等の推進</p> <p>26 年一斉点検対応通知においては、決壊した場合に影響を与えるおそれがある防災重点ため池については、市町村がハザードマップを作成・周知するなどソフト対策を推進することとされている。</p> <p>また、28 年一斉点検対応通知においては、「防災重点ため池」については、平成 32 年度までにハザードマップを作成し、地域住民への配布や地方公共団体のホームページへの掲載などにより、関係者に周知することとされている。</p>	<p>図表Ⅱ－２－(1)－② (再掲)</p> <p>図表Ⅱ－２－(1)－③ (再掲)</p>
<p>(7) 防災重点ため池のハザードマップの作成状況</p> <p>今回、調査対象 3 県における防災重点ため池のハザードマップの作成状況と未作成等の理由について調査したところ、以下のとおりであった（平成 28 年 3 月末時点）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県：47 か所全てについて未作成 <未作成の理由> 平成 25・26 年度に一斉点検を実施しているが、県がハザードマップを作成すべきことを市町村に連絡したのは 28 年 7 月 12 日であった。 ・岩手県：43 か所中 39 か所（90.7%）について未作成 <未作成の理由> 上述 2-(1)のとおり、平成 25 年度は大雨による被害が 	<p>図表Ⅱ－２－(2)－②</p>

相次いだため、26年度から27年度にかけてため池一斉点検をしたことによる。

- ・秋田県：343か所中238か所（69.4%）について作成
＜岩手県・宮城県よりも進んでいる理由＞

平成17年度及び18年度に実施したため池緊急点検の結果を受けて、20年度以降、規模が大きく決壊の際に下流人家への影響が大きいと想定されるため池から、順次計画的に、ハザードマップの作成を進めてきた。

なお、未作成の105か所については、平成28年度中に作成予定である。

(イ) 防災重点ため池のハザードマップの公表

今回、防災重点ため池のハザードマップを作成している岩手県と秋田県について調査したところ、作成したハザードマップの公表状況（平成28年3月末時点）と公表していない理由は、以下のとおりであった。

- ・岩手県：4か所全てで公表
- ・秋田県：238か所中181か所（76.1%）で未公表
＜未公表の理由＞

調査対象4市町村のうち3市町村は、「地域住民の不安をあおりたくない」、「地価が下落するおそれがある」、「防災重点ため池のハザードマップの作成を終えた段階で足並みをそろえて公表していく」などとしている。

なお、公表率をみると、秋田市で3.1%（公表したのは32か所中1か所）、横手市で3.0%（同33か所中1か所）、由利本荘市で25.0%（同20か所中5か所）などとなっている。

大仙市は、ワークショップ等を通じてハザードマップの必要性を十分に説明し、更に地域住民の意見も取り入れて作成したため、特に抵抗なく公表できたとしている。

東北農政局は、ハザードマップの作成・公表状況は把握しており、いずれも市町村の判断であるとしているものの、会議や通知文により公表するよう指導、助言を行っている。

ウ 防災重点ため池の大規模災害時の点検対象施設リストへの追加等

農林水産省は、「防災重点ため池」の定義を「下流に人家や

図表Ⅱ－2－(2)－②
（再掲）

図表Ⅱ－2－(2)－③

図表Ⅱ－2－(2)－④

公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれがあるため池又は堤高10m以上若しくは貯水量10万m³以上の「ため池」としている（「農業用ため池の一斉点検結果を踏まえた今後の対応について」（平成27年9月3日付け27農振第1295号農村振興局整備部防災課長通知）の別紙1「ため池データベース構築要領」）。

宮城県は、この通知を受け、「宮城県ため池整備方針」（平成28年2月12日作成）により、堤高10m以上かつ貯水量1万m³以上の下流への影響が大きいため池を防災重点ため池として定義し、県内47か所を選定している。

一方、農林水産省は、「地震後の農業用ため池緊急点検要領（案）」（平成9年3月25日農林水産省構造改善局整備部防災課長制定）を定め、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に掲げる「地震防災緊急事業五箇年計画」等に定められているため池のほか、堤高10m以上又は貯水量10万m³以上、若しくは決壊した場合に人的被害を及ぼすおそれがあるため池等については、震度4（堤高が15m未満のため池については震度5弱）以上の地震が発生した場合には緊急点検を行うとしている。

宮城県は、同要領に基づき、決壊した場合に人的被害等を及ぼすおそれがあるため池等205か所を選定した「大規模災害時の点検対象施設リスト」を作成している。

今回、宮城県の防災重点ため池47か所が地震時の緊急点検の対象になっているか、上記リストと照合して調査したところ、11か所が緊急点検の対象になっていなかった。

これら11か所はいずれも、堤高が10m以上あることから、本来、地震時の緊急点検の対象になると考えられるが、宮城県は、なぜその対象から除外されたか不明である、としている。

これらのため池は、決壊した場合に下流の人家等に影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、地震発生時等に緊急点検が実施されていないため、被災状況が把握されず、危険な状態のまま放置されている可能性があることから、上記リストに追加することが必要と考えられる。

なお、宮城県は、今回の当局の調査を受け、上記リストに入っていない防災重点ため池を追加する方向で検討したい、としている。

また、上記リストに入っているため池の中には、所在が確認できないものが1か所みられた。地元市町村は、リスト記載の

図表Ⅱ－２－(2)－⑤

図表Ⅱ－２－(1)－⑥
(再掲)

名称が誤っているためではないかとしている。

【所見】

したがって、東北農政局は、大規模地震や豪雨等の自然災害によるため池の被災を未然に防止するとともに、災害の拡大を防止することができるよう、以下の措置を更に講ずる必要がある。

- ① 防災重点ため池を地域防災計画・水防計画に位置付けていない県及び市町村に対し、これらの措置を講ずるよう助言すること。
- ② 防災重点ため池について、ハザードマップをまだ作成していない市町村に対し、作成するよう県を通じて助言すること。
- ③ 防災重点ため池について、作成したハザードマップをまだ公表していない市町村に対し、公表するよう県を通じて促すこと。
- ④ 県に対して、防災重点ため池に選定したため池を、大規模災害時の緊急点検対象とするよう助言すること。
- ⑤ 県に対して、ため池における地震発生後の緊急点検の対象リストに誤りがないか確認するよう助言すること。

図表Ⅱ－２－(2)－①

防災重点ため池の地域防災計画等への位置付け状況等

区 分	防 災 重 点 た め 池 数	計 画 へ の 位 置 付 け 数		位 置 付 け の 具 体 的 な 内 容 等
		地 域 防 災 計 画	水 防 計 画	
岩手県	43	0	6	農業用ダムと同様の扱いをしている防災重点ため池（6か所）について水防計画に記載
宮城県	47	0	1	水防上重要なえん堤としてため池 3 か所（うち防災重点ため池 1 か所）について水防計画に記載
秋田県	343	0	0	
花巻市	2	1	0	防災重点ため池 2 か所のうち、避難勧告・避難指示の発令基準を設定している 1 か所について地域防災計画に記載
一関市	7	0	0	
奥州市	12	0	0	
金ケ崎町	5	2	－	浸水想定区域図が作成済みの防災重点ため池 2 か所について地域防災計画に記載
仙台市	12	4	0	地震時の緊急点検の対象となっている防災重点ため池 4 か所について地域防災計画に記載
大崎市	4	0	－	
大和町	4	0	0	
大衡村	3	0	－	
秋田市	41	0	0	
横手市	39	0	0	
由利本荘市	52	52	－	地域防災計画の資料編に防災重点ため池 52 か所を含む全てのため池（589 か所）について記載
大仙市	39	39	0	ハザードマップ作成済みの防災重点ため池全てについて地域防災計画に記載

- (注) 1 当局の調査結果による。
2 平成 29 年 1 月末現在である。
3 防災重点ため池を地域防災計画等に位置付けるに当たっては、どのように記載すべきか明文化されたものがないため、地域防災計画等に個別のため池名称等が記載されているもののみ位置付けありと判断し、本表にはその数を記載した。
4 表中の「－」は、該当する計画が作成されていないものである。
5 由利本荘市及び金ケ崎町では、水防計画は地域防災計画に包含されているとしており、水防計画はないとしている。

図表Ⅱ－２－(2)－② 防災重点ため池のハザードマップの作成及び公表状況等

区 分	防災重点ため池数 (a)	左のうちハザードマップ作成ため池数 (b) (作成率 b/a)	左のうちハザードマップ公表ため池数(c) (公表率 c/b)
岩手県	43	4 (9.3)	4 (100.0)
宮城県	47	0 (0)	0 (0)
秋田県	343	238 (69.4)	57 (23.9)

(注) 農林水産省の公表資料(平成28年3月末時点)に基づき当局が作成した。

図表Ⅱ－２－(2)－③ 秋田県内の調査対象市町村のハザードマップの公表状況等

区 分	防災重点ため池数 (a)	左のうちハザードマップ作成ため池数 (b) (作成率 b/a)	左のうちハザードマップ公表ため池数(c) (公表率 c/b)	公表している理由又は一部しか公表していない理由
秋田市	41	32 (78.0)	1 (3.1)	ハザードマップの浸水想定区域は、貯水量の3割増しの水量で設定していることから、公表することによって、過度に地域住民の不安をあおったり、浸水想定区域の地価が下落したりするおそれがあるため、公表していない。 なお、公表している1か所は県が作成し、土地改良区の施設に掲示しているものである。
横手市	39	33 (84.6)	1 (3.0)	公表することによって、浸水想定区域の地価が下がるおそれがあるため公表していないが、平成28年度中には防災重点ため池のハザードマップを全て作り終えるので、その段階で足並みをそろえて公表したい。 なお、現在、公表している1か所は平成24年度に試験的に公表したものであり、公表方法は地域の集会所内での掲示となっている。
由利本荘市	52	20 (38.5)	5 (25.0)	ハザードマップを公表すると、ため池の管理が不十分だと思わ

				<p>れかねないため、作成後は、町内会長や自主防災組織の長を交えた説明会を開催し、公表方法等を検討した上で公表している。</p> <p>公表している5か所は、この説明会を開催したものであり、公表方法は町内会の集会所内での掲示となっている。</p> <p>なお、残りの15か所についても順次説明会を開催し、公表していきたい。</p>
大仙市	39	30 (76.9)	27 (90.0)	<p>ワークショップ等を通じて地域住民にハザードマップの必要性を十分に説明し、更に住民の意見も取り入れてハザードマップを作成しているため、特に抵抗なく公表できた。また、作成済みの防災重点ため池ハザードマップのうち、未公表である3か所についても、平成28年度中に説明会を行い、市のホームページで公表する予定である。</p> <p>なお、ハザードマップの公表により、地価が下がったなどの話は聞いていない。</p>

(注) 1 当局の調査結果による。

2 作成及び公表件数は、平成28年3月末現在である。

3 未作成のため池については、28年一斉点検対応通知により平成32年度までに作成することとされている。

図表Ⅱ－２－(2)－④ 「農業用ため池の一斉点検結果を踏まえた今後の対応について」(平成 27 年 9 月 3 日付け 27 農振第 1295 号農村振興局整備部防災課長通知) (抜粋)

農業用ため池の一斉点検結果を踏まえた今後の対応について

近年、災害が激甚化し、大規模地震や豪雨等により多くのため池が被災していることを踏まえ、平成 25 年度、26 年度の 2 か年で全国のため池の一斉点検を実施しているところである。

この度、平成 26 年度までに実施した一斉点検について全国集計した結果、調査完了数 81,171 か所のうち、下流に人家や公共施設等があり施設が決壊した場合に影響を与えるおそれがある等のため池（以下「防災重点ため池」という。）について 2,916 か所が「より詳細な調査を要する」と評価された。

については、下記の 1 から 4 までの事項に留意して、ため池に係る監視・管理体制の強化及び情報管理に、下記 5 から 7 までの事項に留意して、防災重点ため池の防災・減災対策の推進に努めるよう貴職から貴局管内の県に対して通知されたい。

特に、詳細な調査を実施した結果、整備が必要とされた防災重点ため池については、監視・管理体制の強化を図るとともに、ハード対策とハザードマップ作成等のソフト対策を組み合わせるよう県を通じて関係市町村等へ周知されるよう依頼されたい。

上記に併せて、一斉点検の結果等を踏まえ、今後の防災重点ため池の効率的かつ重点的な防災・減災対策を早急に図るため、「ため池整備方針」（以下「整備方針」という。）の作成について下記の 8 のとおり定めたので、整備方針を作成するよう貴職から貴局管内の県に対して依頼されたい。

記

- 1 点検中、異常を認めたため池については、速やかに監視体制を強化するなど、必要な措置を講じること。
- 2 平成 26 年度までに点検を完了できなかったため池については、平成 27 年内の完了を目標に引き続き点検を実施すること。
- 3 一斉点検により作成されたため池データベースについては、別紙 1 に基づき、適切に更新すること。
- 4 災害を未然に防止するため、施設管理者等との調整の上、ため池の貯水位をあらかじめ低下させて施設の安全度を高める、出水期等の点検項目・頻度を見直し監視・管理体制の強化を図るなど、日常管理の向上に取り組むこと。
- 5 防災重点ため池については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく地

域防災計画及び水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく水防計画に位置付け、適切な情報提供を図るとともに、ハザードマップの作成や情報連絡体制の整備を行うこと。作成したハザードマップについては、地域住民への配布や地方公共団体のホームページへの掲載などにより関係者に周知するとともに、防災訓練や災害学習などへの活用を図ること。

- 6 「より詳細な調査を要する」とされた防災重点ため池については、市町村や施設管理者等に対して点検結果を説明するとともに、早急に詳細な調査を実施し、その結果を踏まえ、補助事業等の活用に向け農村地域防災減災事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け農林水産事務次官依命通知）の第 6 に基づき作成する農村地域防災減災総合計画及び農村地域防災減災推進計画を更新すること。
- 7 ハード対策が必要な防災重点ため池については、施設の所有者及び管理者との調整等に所要の時間を必要とする場合、ハード対策を実施するまでの間、情報連絡体制の整備等ソフト対策の推進を図ること。ハード対策の実施に当たっては、農村地域防災減災事業等を活用して、計画的に進めること。
- 8 上記 5 から 7 までの取組を中心とした今後の整備方針を別紙 2 に基づき作成すること。なお、作成した整備方針については、平成 28 年 2 月 12 日（金）までに農林水産省農村振興局整備部防災課まで提出すること。

別紙 1

ため池データベース構築要領 未定稿

1 目的

全国のため池は、都道府県や市町村において、「ため池台帳」などにより各地方公共団体が整理してきていたが、近年多発する災害に備えて緊急時において早急な対応を行うため、国、県、市町村が情報を共有しておく必要がある。また、大規模災害などに対応する施策を検討するためにも情報を共有化する必要がある。

このため、本要領により情報項目、更新頻度及び様式を定めるものである。

2 更新頻度と情報内容

更新する頻度及び国への報告の内容は以下を基本とする。なお、都道府県の更新頻度は悉皆調査を行う頻度では無く、変更内容を更新する頻度である。

防災重点ため池^{*}は、変更が判明した時点で、随時、都道府県のデータを更新するものとし、その都度国へ報告するとともに、必要に応じて地方公共団体におけるため池の改修計画等に反映させるものとする。

下表に示す把握する情報及び頻度は、最低限な情報や頻度を定めたもので、それ以上の情報を把握することや頻度とすることを妨げるものではない。

分類	把握する情報	県の更新頻度	国への報告	国への報告頻度
①防災重点ため池	基本諸元	随時	基本諸元	随時 かつ1回/年
	登録情報		登録情報	
②2ha以上	基本諸元	1回/年	基本諸元	1回/年 1回/5年
	登録情報		登録情報	
③0.5ha以上	基本諸元	1回/5年	基本諸元	1回/5年
④その他	基本諸元	必要に応じて	—	—

※防災重点ため池：下流に人家や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれがあるため池又は堤高10m若しくは貯水量10万m³以上のため池（「農業用ため池の一斉点検の実施及びデータベースの作成について」（平成25年3月29日付24農振第2656号）において、「警戒すべきため池」としていたもの。）

3～4（略）

別紙2

ため池整備方針作成要領

I 目的

近年、豪雨や大規模地震等により多くのため池が被災しており、東日本大震災ではため池の決壊等により農地だけでなく下流域の住民や家屋等にも甚大な被害が発生した。

また、近年、集中豪雨が頻発化する傾向にあるとともに、南海トラフ地震をはじめとする大規模地震が発生する懸念が高まっている。

このような状況の中、防災重点ため池をはじめとするため池の防災・減災対策を推進し、早急に整備を実施するほか、万一の際の被害を軽減するための対策を講じることが急務となっている。

このため、「農業用ため池の一斉点検の実施及びデータベースの作成について」（平成25年3月29日農村振興局防災課長通知）に基づく点検（以下「一斉点検」という。）の結果を踏まえた「ため池整備方針」（以下「整備方針」という。）を作成し、効果的かつ効率的な防災・減災対策の推進を図る。

II 整備方針の対象及び計画期間

1 対象

以下のいずれかに該当するため池を対象とする。

(1) 受益面積0.5ha以上のため池

(2) 以下のいずれかのため池（以下「防災重点ため池」という。）

① 下流に人家や公共施設等が存在し、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池

② 堤高 10m以上又は貯水量 10 万 m³以上のため池

なお、農業用ダム、防災ダム、ファームポンド及び排水用調整池に該当するものは含まない。

2 計画期間

平成 28 年度から 5 年間とする。

III 整備方針の記載要領

整備方針は別紙様式に以下の内容を記載することとする。

1 ため池の防災・減災対策を講じていく上での基本的な考え方を、おおむね 10 年間の地域の農業や土地利用の見通しを示しつつ、方針として記述する。

方針の記述に当たっては、防災重点ため池を優先するとともに、

① これまで被災の 90%は豪雨が原因であること

② 今後 30 年で 70%以上の確率で発生するおそれがある南海トラフ地震等大規模地震の発生が懸念されていること

を踏まえた対策の優先順位の考え方を示しつつ、特に、防災重点ため池のハード対策及びソフト対策（ハザードマップ作成や情報連絡体制の構築など）の実施方針について記述することとする。

また、当該県で推進すべきため池管理者による好ましい日常点検や緊急時点検の在り方について記述する。

2～4 （略）

IV～V （略）

図表Ⅱ－2－(2)－⑤ 「宮城県ため池整備方針」（平成 28 年 2 月 12 日作成）（抜粋）

1 ため池の整備方針

【基本的な考え方】

(1) 今後の見通し

- ・ 都市化や混住化の進展により農家の減少とともに、農業用水を必要とする農地面積も減少してきており、今後もこの状況は続くと考えられ、廃止も視野に防災・減災対策を検討していく必要がある。

(2) 防災重点ため池の定義の考え方

- ・ 堤高 10m以上かつ貯水量 10,000m³ 以上の下流への影響が大きいため池について

ては、「防災重点ため池」として地域防災計画に位置付け、重点的に防災・減災対策を講じる。

(3) ため池の防災・減災対策の基本的考え方

- ・ 引き続き使用するため池については、一斉点検の結果を踏まえ、詳細な調査を要する防災重点ため池を対象に耐震照査などの詳細調査を行い、対策が必要な場合は、不測の事態に備えて監視・管理体制の強化やハザードマップの作成等のソフト対策を講じつつ、施設の改修などのハード対策を組み合わせる総合的な防災・減災対策を進める。

(4) 管理等の技術支援

- ・ 施設管理者に対し、必要に応じて国をはじめ県の出先機関、市町村、土地改良区等の職員や県土地改良事業団体連合会などで技術的助言を行う。

【優先順位の考え方】 (略)

2～4 (略)

通 知	説明図表番号
<p>3 保全管理の在り方</p> <p>ため池の多くは、土地改良区、水利組合、集落等の農業者を主体とした組織により、維持・管理されている。</p> <p>近年、ため池の保全管理体制は、農業者の高齢化や農家戸数の減少などのため脆弱化が懸念されている。このため農林水産省は、ため池及び付帯施設を適切に保全管理する活動を継続するためには、関係機関が責任と役割分担を明確にしつつ、農業者以外の地域住民や多様な組織も参画して保全管理体制を構築することが重要であるとして、「ため池の保全管理体制の整備及び強化について」（平成26年8月29日付け26農振第1229号。以下「保全管理通知」という。）により、都道府県及びため池所在市町村等に、ため池の保全管理体制の整備等について通知している。</p> <p>保全管理通知には、ため池の保全管理等に関する基本的な考え方を取りまとめた「ため池保全管理指針（案）」（以下「保全管理指針」という。）と、この指針に基づく取組を推進するための参考資料「ため池の保全管理体制整備の手引き」（以下「保全管理体制手引き」という。）が示されており、地方公共団体等は、これらを参考に、ため池の保全管理体制の整備・強化に努めることとされている。</p> <p>保全管理通知の主な内容は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県は、保全管理指針を参考に、ため池の保全管理に関する基本的な方針について記載した「ため池保全管理方針」（以下「県保全管理方針」という。）の策定に努める。 ・ 関係市町村は、県保全管理方針と連携し、ため池の保全管理を実施する方針について記載した「ため池保全構想」（以下「市町村保全構想」という。）を策定するなど、計画的なため池の保全管理の取組に努める。 ・ 洪水調整や動植物の生息環境の保全など、ため池の多面的機能が増す中、社会経済情勢の変化により、その保全管理を農業者のみで維持することが難しくなっている状況に鑑み、施設管理者は、地域住民や多様な組織も参画する保全管理組織を整備するとともに、市町村と保全管理協定を締結し、市町村の支援のもと持続的に保全活動に取り組むことがポイントである。 <p>農林水産省は、保全管理通知に加え、施設管理者向けに、ため池の構造を解説して日常管理における点検ポイントや豪雨・地震</p>	<p>図表Ⅱ－3－(1)</p> <p>図表Ⅱ－3－(2)</p> <p>図表Ⅱ－3－(3)</p>

時の対応ポイントを取りまとめた「ため池管理マニュアル」を作成し（平成 27 年 10 月）、都道府県に配布するとともにホームページに掲載している。

(1) ため池の保安全管理状況

今回、12 市町村に所在するため池 119 か所の保安全管理状況について現地調査したところ、12 市町村 92 か所（77.3%）のため池において、次のとおり保安全管理が十分でない状況がみられた。

- ① 堤体法面等に亀裂、陥没、崩落、漏水等がみられる。（11 市町村 28 か所）
- ② 堤体法面等の草刈りが行われず、また、樹木が繁茂しているため、堤体の漏水や亀裂等の異常が確認しにくい。（12 市町村 30 か所）
- ③ 洪水吐（豪雨の際に堤体を守るためにため池から放流する設備。）に亀裂、折損、崩落等がみられる。（6 市町村 11 か所）
- ④ 貯水量を増やすため、洪水吐に土のうを積んだり板でせき止めたりして（又はせき止める仕組みとなって）おり、洪水吐の排水能力を低下させるおそれがある。（6 市町村 10 か所）
- ⑤ ため池の水位調整管理が行われていないため、満水に近く、洪水吐の排水能力も低いため、豪雨時には堤体を越流して決壊するおそれがある。（2 市町村 5 か所）
- ⑥ 洪水吐周辺、下流水路等に土砂、流木等が堆積しており、洪水吐の排水能力を低下させるおそれがある。（12 市町村 35 か所）
- ⑦ ため池周囲の崩落による土砂のために貯水能力が低下したり、倒木等が取水設備や洪水吐を破損したりして流水を阻害するおそれがある。（11 市町村 41 か所）
- ⑧ 接続（管理）道路が倒木で塞がれたり、損壊したりしている。（7 市町村 12 か所）
- ⑨ 取水施設（建物）の入口や窓が施錠されていなかったり、取水操作ハンドルに鍵が掛けられていなかったりしている。（8 市町村 10 か所）
- ⑩ 取水設備に流木やごみ、石等の堆積、亀裂等がみられる。（4 市町村 5 か所）

(2) 保安全管理組織の整備状況

受益農家の減少や高齢化などに伴ってため池の保安全管理体制の脆弱化が懸念される一方で、ため池の一部は住宅地などの地域の中やその周辺に位置しており、安全対策はもとより、災害

図表Ⅱ－3－(4)

図表Ⅱ－3－(5)

時に堤体が決壊するなどして被害の原因とならないよう、日頃から備えておくとともに、災害発生時には速やかに点検が行われるよう保全管理体制を整備することが不可欠である。その保全管理の在り方は、地域の安全・安心に深く関わっており、農業者ではない地域住民にとっても無関心ではられない課題である。

このため、今後ともため池の適切な保全管理を持続させていくためには、その体制の担い手として、地域住民やNPO法人、地元企業など多様な組織の参画が求められる。

保全管理通知では、地域住民や多様な組織も参画する保全管理組織を整備し、地域全体で継続的な活動を推進するよう努めるとされており、また、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）に基づき農林水産省から交付される「多面的機能支払交付金」（注 1）や「中山間地域等直接支払交付金」（注 2）を活用したため池の保全管理活動の検討を求めるなど、これらの多様な主体の参画を可能としている。

（注 1）国土や自然環境の保全など、農業・農村がもつ農産物供給以外の多面的機能の維持・発揮を図る地域の共同活動を支援する交付金

（注 2）農業の生産条件が不利な地域での農業生産活動の継続を国と地方自治体が支援する交付金

また、農林水産省は、地域において、ため池の持続的な保全管理活動が強化されるように、農業者以外の地域住民や多様な組織との協働による様々な保全管理活動事例を収集し、施設管理者向けに「ため池の保全・管理活動事例集」（平成 25 年 6 月）を作成して、情報提供している。

今回、12 市町村における地域住民や多様な組織によるため池の保全管理への取組状況について調査したところ、これらの市町村においては、多面的機能支払交付金を活用し、堤体の草刈りや管理用道路の保守等に取り組んでおり、これらの取組は 489 組織、3,191 か所のため池に及んでいる状況がみられた。特に岩手県では、多面的機能支払交付金を活用した取組が進んでいる状況がみられた。

上記交付金の対象は、原則として農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）に基づく農業振興地域内のため池であるが、ため池は山林や住宅地にも在って、必ずしも全てのため池が同地域内に所在するとは限らないことから、保全管理通知に示された、地域住民や多様な組織が参画するとともに、市町村も支援する保全管理組織を整備することが重要であ

図表Ⅱ－3－(6)

る。

しかしながら、12市町村と、書面調査した67市町村のうち回答があった65市町村の全てにおいて、保全管理通知に示された、保全管理組織が整備されているところはみられなかった。

一方、施設管理者による継続的な管理ができなくなったため池は、地元市町村や自治会等が保全管理を引き継いだり、使用されなくなったため池は堤体の開削を行うなどして廃止したりしている事例もみられた。

(3) 県・市町村の支援状況

ため池は、施設規模が様々で、地域における役割・位置付けや管理のレベルも異なっている。

このため、ため池の適切な保全管理に当たっては、県内のため池の現状について総合的に把握している県が、地域の実情を反映した保全管理の方向性や関係機関の役割を示した方針を策定して市町村に示すとともに、各市町村がこれを指針として、保全管理組織が保全管理を行う上で規範とすべき基本的な事項について記載した市町村保全構想を策定することが有益である。

ア 県保全管理方針の策定状況

今回、調査対象3県における県保全管理方針の策定状況について調査したところ、そのいずれにおいても、同方針は策定されていなかった。

これまで県保全管理方針を策定していない理由について、宮城県及び秋田県は、「平成25年度、26年度に実施されたため池一斉点検の結果を受けて策定しようと考えていた。本年8月末に農林水産省から公表された結果を踏まえ、策定に取り掛かりたい。」としている。

また、岩手県は、「各地域の水利施設の実情を踏まえた管理体制が既に整備されているが、ため池に特化した保全管理体制の強化に向け、県保全管理方針の策定について検討したい。」としている。

なお、保全管理通知においては、ため池が抱える課題は多種多様で地域によっても異なることから、課題解決に向けた技術・経験を共有することが有効であり、保全管理体制を強化する上で、全県的な「ため池保全協議会」のような機関を設置して地域の意見を取りまとめ、関係者が連携・協力することが重要とされているが、3県ともにこのような機関は設置されてい

ない。

イ 市町村保全構想の策定状況

今回、12 市町村における市町村保全構想の策定状況について調査したところ、そのいずれにおいても、同構想は策定されていない。

市町村保全構想を策定しなかった理由として挙げられたのは、以下のとおりである。

- ・ 市町村保全構想の基となる県保全管理方針が未策定。(2 市町村)
- ・ 市町村保全構想を策定することについて知らなかった。(7 市町村)
- ・ 市町村保全構想の策定について知っていたが、地域組織の協働活動が充実しており、その必要性が乏しい。(1 市町村)
- ・ 業務多忙により手が回らない。(1 市町村)
- ・ 市町村保全構想は、ため池を市町村が直接管理している場合や、住民からの意見要望がある場合に策定すればよいと考えていた。(1 市町村)

(書面調査した市町村の状況)

書面調査した 67 市町村のうち回答のあった 65 市町村の全てにおいて、市町村保全構想は策定されていない。

策定していない理由として、県保全管理方針が未策定との回答が 21 市町村、市町村保全構想の必要性の認識がなかったとの回答が 3 市町村みられた。実地調査した市町村と合わせると、これらの理由が全体の半数近くを占めていることとなる。

なお、岩手県は、保全管理通知を市町村に通知しておらず、参考資料である保全管理体制手引きのみを配布している(注)。

(注) 岩手県は、その後、平成 28 年 7 月 29 日に開催した「ため池の整備に係る説明会」及び同年 8 月 5 日に発出した通知文書により、ため池の保全構想の策定を含めた保全管理に関する考え方を市町村に示している。

以上のとおり、今回対象とした県・市町村について調査した結果、必ずしも十分とはいえないため池の保全管理体制の脆弱化が懸念される中で、市町村には、保全管理の方針もなく、さらに、そのよりどころとなるはずの県による方針も策定されてい

図表Ⅱ－3－(7)

ない状況がみられた。

その一方で、必ずしも十分ではないものの多面的機能支払交付金を活用し、地域ぐるみで保全管理に取り組んでいるため池もみられた。

【所見】

したがって、東北農政局は、ため池の保全管理がより一層適切に行われるよう、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① ため池が所在する市町村と施設管理者に対し、ため池の日常管理と定期的な点検を励行し、ため池が適切に保全管理されるよう、県を通じて助言すること。
- ② 適切な保全管理を継続していくため、引き続き保全管理のモデルとなる取組事例を紹介するとともに農業者以外の地域住民や多様な組織の参画と市町村の支援が一層図られるよう、施設管理者に対し、県や市町村を通じて助言すること。
- ③ 県やため池が所在する市町村に対し、施設管理者がため池を適切に保全管理する上でのよりどころを示すことなどにより、施設管理者を支援するよう助言すること。

図表Ⅱ－３－(1) 「ため池の保全管理体制の整備及び強化について」(平成26年8月29日
付け26農振第1229号農村振興局整備部防災課長通知)

ため池の多くは、水利組合や集落などの農業者を主体とした組織により管理されているが、近年、農家戸数の減少などにより保全・管理体制の脆弱化が懸念されているところである。

一方、近年では、集中豪雨や大規模地震が多発しており、ため池の老朽化対策や耐震対策が急務となっている。

このような状況において、ため池の防災・減災対策を講じる上では、堤体や附帯施設に必要な機能及び規模に整備するハード対策とともに、ため池ハザードマップの作成や情報連絡体制の整備等ソフト対策を総合的に実施し、併せて施設を適切に保全及び管理する活動を継続的に実施できる体制を構築する必要がある。

また、保全管理の活動を継続的に行うためには、当該ため池のリスクや多面的機能の評価、施設財産の現状を明らかにし、今後ともため池が地域の資源として保全・機能発揮されるように、関係機関が責任と役割分担を明確にしつつ、地域住民や他の組織が参画できる保全管理体制を構築することが重要である。

このため、ため池の保全管理に関する基本的な考え方、保全管理体制の整備及び強化についての基本的考え方「ため池保全管理指針(案)」(以下「管理指針(案)」という。別添資料。)を取りまとめるとともに、これらの取組を推進するための参考資料「ため池の保全管理体制の手引き」を作成したので、これらを参考に、都道府県が下記のとおり取組を推進するよう、貴職から貴局管内の県に対して、通知されたい。また、県を通じて関係市町村等へ周知されるよう依頼されたい。

記

1. ため池保全管理指針と地方公共団体における保全管理方針等の策定

全国にあるため池の多くは築造年代が古く、各々ため池は地域の実情に応じて慣行的に保全管理がなされているところである。今後は適正な保全管理を通じて、ため池の防災減災対策や多面的機能の維持・発揮に係る活動をより一層取り組んでいくことが重要であることから、都道府県においては、国が策定した管理指針(案)を参考に、ため池の保全管理に関する基本的な方針を記載した「ため池保全管理方針」の作成に取り組むように努めること。

市町村は、都道府県が策定した管理方針と連携して、ため池の保全管理を実施していくための方針を記載した「ため池保全構想」を策定するなど計画的な保全管理の取組に努められたい。

2. ため池の保全管理に関する役割分担について

従前、農業利用を目的として造られたため池は、社会経済情勢の変化により、地域においては、これら施設が担う役割・位置付けが大きく変化しており、ため池の保全管理

は農業者ばかりだけでなく、地域住民等にも関わりのあるものとなっている。このため、保全管理に関する責務や役割を明確にするため、行政や施設管理者等の関係者間での話し合いの下、保全管理に資するための規約や規程を定めるように努めること。

3. 市町村及び施設管理者への支援について

都道府県は、市町村及び施設管理者が行う保全管理の体制整備や活動を支援するため、国が策定した「ため池管理マニュアル」を活用し、地域特性を踏まえたため池の保全管理に関する手引きを作成・活用し、地域の適切な管理、管理能力が向上する取組を推進すること。

また、現場での適正な管理の推進にあたっては、市町村や施設管理者を技術的及び人的に支援するため、ため池に関する専門知識を有する技術者を育成し、現場からの要望・ニーズに応じて技術支援できる体制を整備するように努めること。

4. ため池の保全管理体制の整備及び強化について

都道府県及び市町村は、地域におけるため池の保全管理体制の強化を推進すること。保全管理体制の強化に当たっては、都道府県、市町村、土地改良事業連合会等で構成される取組を推進する機関を設け、課題解決に向けた、地域の技術・経験を共有し、ため池関係者が連携・協力して体制整備を推進していく環境づくりに努めること。

なお、ため池の保全管理体制の整備については、農村地域防災減災事業及び農山漁村地域整備交付金による支援やため池の保全管理活動については、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活用を検討されたい。

第1 目的

我が国では、水田を主体とする農業の営みの中で、必要な農業用水を確保するためのため池が各地で築造され、その数は20万余りに達する。これらため池は、長い歴史の中で地域の人々に支えられ、農業生産のほか、豪雨時の洪水調整、多様な生物の生息地や地域のアメニティ空間など多面的な機能を発揮してきた。

しかし、近年の農業者の減少や高齢化、農業集落の都市化や混住化により、農業者や水利組合など地域住民が主体であったため池の管理の脆弱化が顕在化してきている。また、多くのため池で老朽化が進行する一方、近年、集中豪雨や大規模地震に起因した災害が発生しており、老朽化対策や耐震対策などため池の防災・減災対策が一層求められている。

本指針は、各地域において、都道府県及び市町村の行政機関、土地改良区や水利組合等の農業者に加え、地域住民が連携して、持続的なため池の保全・管理を行っていく上での基本的な考え方を示すものである。

第2 定義

防災重点ため池とは、以下いずれかの要件に該当するため池のことをいう。

- 1 決壊した場合に人家や病院、学校などの重要な公共施設へ影響を与えるおそれがあるもの
- 2 堤高15m以上であるもの

第3 対象となるため池

本指針の対象となる農業用ため池は、主として農業用水を確保するために築造された受益面積0.5ha以上のものとし、昭和31年以降に新設された堤高15m以上のダムを除く。

第4 関係者の役割

都道府県、市町村及びため池の管理者（以下、「管理者」という。）は、ため池の適切な管理を着実に行うため、連携して以下の各号に掲げる事項に取り組むよう努めることとする。

- 1 都道府県は、その管内にあるため池の施設の現状、管理者及び管理状況を把握するとともに、市町村や管理者等が行うため池の保全・管理活動や防災・減災対策の実施などの取組に対する以下の技術的支援を行う。
 - (1) ため池に関する改修・補修・管理・災害復旧・防災減災対策などの技術情報及び多面的機能の維持・発揮のための活動事例の収集又は提供
 - (2) ため池の防災・減災に関する知識や経験を有する専門技術者の育成及び組織化
- 2 市町村は、適切なため池の管理が行われるよう、その管内のため池の施設の現状、管理者及び管理状況を把握するとともに、ため池の防災・減災対策の実施や多面的機

能の維持・発揮のための活動などの管理者が行う取組を都道府県と連携して支援する。

- 3 管理者は、ため池の施設機能が良好に維持され、多面的機能が維持・発揮されるよう日常管理を徹底するとともに、豪雨や地震等の非常時には速やかに点検を行うなど監視の強化を図る。

第5 ため池に関する情報の整備

都道府県、市町村及び管理者は、ため池の現状を把握し、得られた情報を適正な管理に活かしていくため、以下の各号に掲げる事項に努めることとする。

- 1 都道府県は、受益面積 0.5ha 以上のため池に関する情報を整備するとともに、国が別に定める頻度を参考に、情報の更新を行う。特に都道府県で選定した防災重点ため池については最新の情報を把握する。
- 2 都道府県は、次の各号に掲げる事項を備えたため池データベースを整備する。
 - (1) 名称
 - (2) 所在
 - (3) 施設所有者・管理者
 - (4) 諸元・構造
 - (5) 点検及び機能診断の結果履歴
 - (6) 改修・更新履歴
 - (7) 被災・災害復旧履歴
 - (8) その他別に定める事項
- 3 市町村は、必要に応じて都道府県にため池の現状把握等に関して報告する。
- 4 市町村は、多くのため池の築造年代が古く、共同管理されている現状に鑑み、ため池の所有権についての情報を整理、保管する。

第6 ため池の管理

管理者は、ため池を良好な状態に保つため、市町村と連携・協力し、以下の各号に掲げる事項に努めることとする。

- 1 ため池については、農業用水の確保、洪水流量の調整、洪水や地震に対する構造上の安全性の確保など、その機能が健全に保持できるよう良好な状態に保つ。
- 2 ため池の操作について、その機能が損なわれなるとともに、下流の安全が確保されるよう管理規程を定めて、必要な操作を行うものとする。また、日常点検や機能診断の結果、ため池の安全性を確保することが難しいと判断される場合は、ため池の貯水位を下げるなど、必要な措置を講じる。
- 3 ため池の良好な管理のため、日頃からため池の周辺の状況を把握し、必要に応じて保全対策を実施する。
- 4 釣りや遊泳等が予想される場合にあつては、安全柵などの転落防止柵や危険を表示する看板を設置するなど安全対策を講じる。
- 5 豪雨、地震等が発生した場合に速やかに緊急時の連絡や緊急点検を行うための体制を整える。

- 6 ため池の堤体及び地山に漏水、変形等が生じている場合にあっては速やかに必要な措置をとる。
- 7 特に防災重点ため池について、日常点検・連絡体制を整え、適切に管理する。

附 則

この指針は平成 26 年 月 日より施行する。

図表Ⅱ－3－(3) ため池の保全管理体制整備の手引き（平成 26 年 7 月農林水産省農村振興局防災課）（抜粋）

第 1 章 （略）

第 2 章 基本事項

2. 1～2. 4 （略）

2. 5 保全管理組織

ため池は利水目的だけでなく、洪水調節や動植物の生息環境の保全など多面的機能を有している一方で、これまでのように農業者のみで維持することは難しくなってきました。このため、ため池という地域資源を再評価し、その役割・機能を維持・持続的に発展させていく場合、ため池保全の中心的役割を果たす存在である従来の管理組織に地域住民や多様な組織が参画するなどし、地域全体で継続的な活動を実施できる組織とする必要があります。

保全体制づくりでは、ため池を利用する農業者と地域住民等を都道府県や市町村が保全管理組織を組織し、ため池の保全管理の必要性を理解してもらうために活動に先立ちリスク評価、施設財産調査、地域資源評価からなるアセスメントを行い、ため池を再評価して保全管理計画を策定し、関係機関が日頃から連携・協力して保全管理活動を行う実践的な体制を整備していきます。

（以下、略）

図表Ⅱ－３－(4)

調査対象市町村におけるため池の保安全管理状況

今回、調査対象 12 市町村におけるため池 119 か所の保安全管理状況を現地調査したところ、12 市町村 92 か所（77.3%）のため池において、次表のとおり保安全管理が十分でない状況がみられた。

表 調査対象市町村におけるため池の保安全管理状況

県名	市町村名	実地調査対象ため池数	保安全管理が十分でないため池数	事例①	事例②	事例③	事例④	事例⑤	事例⑥	事例⑦	事例⑧	事例⑨	事例⑩
				が堤体法等に亀裂、陥没、崩落、漏水等がみられる。	亀裂等の異常が確認しにくい。	崩落等からみられる。	のき排水能力を低下させるおそれがある。	壊すためのおそれがある。	下が水吐周りに土砂、流木等を堆積させておそれがある。	るや洪水が破損したり、倒木等が取水設備を阻害するおそれがある。	損壊（管理）した道路が倒木で塞がれたり、	が掛けたり、取水操作が困難に鍵	取水設備に流木やごみ、石等の堆積、亀
岩手県	花巻市	10	9	4	3	2	0	4	2	5	2	2	1
	一関市	10	10	4	3	0	1	0	7	7	0	1	0
	奥州市	10	9	3	2	0	1	1	3	6	0	1	0
	金ヶ崎町	10	10	3	6	2	0	0	6	4	2	1	1
	小計	40	38	14	14	4	2	5	18	22	4	5	2
宮城県	仙台市	10	6	2	3	0	0	0	2	2	0	0	0
	大崎市	11	6	1	3	3	1	0	4	2	2	0	0
	大和町	10	7	3	2	1	1	0	1	2	3	0	0
	大衡村	9	6	3	3	0	2	0	1	0	1	0	0
	小計	40	25	9	11	4	4	0	8	6	6	0	0
秋田県	秋田市	10	7	1	1	1	0	0	1	4	1	2	2
	横手市	10	9	0	1	0	0	0	6	7	1	1	0
	由利本荘市	9	4	1	1	0	0	0	1	1	0	1	1
	大仙市	10	9	3	2	2	4	0	1	1	0	1	0
	小計	39	29	5	5	3	4	0	9	13	2	5	3
合計	119	92	28	30	11	10	5	35	41	12	10	5	

(注) 1 当局の調査結果に基づき作成した。
 2 ため池1か所につき複数の事例がある場合があるため、「保安全管理が十分でないため池数」と事例数は一致しない。

① 堤体法面等に亀裂、陥没、崩落、漏水等がみられる。

(説明)

堤体上流側法面下部のブロックが長さ約20mにわたり沈降し、崩れている。(赤丸で囲んだ部分)



② 堤体法面等の草刈りが行われず、また、樹木が繁茂しているため、堤体の漏水や亀裂等の異常が確認しにくい。

(説明)

堤体の草刈りが行われていない。



③ 洪水吐（豪雨の際に堤体を守るためにため池から放流する設備）に亀裂、折損、崩落等がみられる。

(説明)

洪水吐側壁部の継ぎ目に亀裂がある。



- ④ 貯水量を増やすため、洪水吐に土のうを積んだり板でせき止めたりして（又はせき止める仕組みとなって）おり、洪水吐の排水能力を低下させるおそれがある。

（説明）

洪水吐下流水路を板でせき止めており、洪水吐の高さを超えて貯水できるようにしている。洪水吐の高さを超えて貯水することは、ため池の決壊につながるおそれがある。

貯水量を増やすため、洪水吐を板でせき止めている。



板で約 60 cmかさ上げた貯水位

本来の貯水位置

- ⑤ ため池の水位調整管理が行われていないため、満水に近く、洪水吐の排水能力も低い
ため、豪雨時には堤体を越流して決壊するおそれがある。



（説明）

水位調整管理が行われていないため、満水に近い状態にある。

- ⑥ 洪水吐周辺、下流水路等に土砂、流木等が堆積しており、洪水吐の排水能力を低下させるおそれがある。



(説明)

洪水吐流入部に土砂が堆積し、その上に草が繁茂し、排水能力を低下させている。

- ⑦ ため池周辺の崩落による土砂のために貯水能力が低下したり、倒木等が取水設備や洪水吐を破損したりして流水を阻害するおそれがある。



(説明)

多くの倒木があり、豪雨の際に洪水吐に流れ、流水を阻害するおそれがある。

- ⑧ 接続（管理）道路が倒木で塞がれたり、損壊したりしている。



(説明)

接続道路の法面が崩落しており、車両の通行が困難とみられる。ため池は写真の手前側にある。

- ⑨ 取水施設（建物）の入口や窓が施錠されていなかったり、取水操作ハンドルに鍵が掛けられていなかったりしている。



（説明）

取水操作ハンドルが施錠されていない。

- ⑩ 取水設備に流木やごみ、石等の堆積、亀裂等がみられる。



（説明）

取水口付近に枯れ枝や落ち葉が堆積しており、取水機能を阻害するおそれがある。

図表Ⅱ－3－(6) 調査対象12市町村における多面的機能支払交付金を活用したため池の保全管理状況

今回、調査対象12市町村における多面的機能支払交付金の活用状況について調査したところ、同交付金を活用して協働による堤体の草刈りや管理用道路や水路の保守等に取り組んでいるものが、平成27年度において489組織、対象ため池3,191か所あり、市町村ごとの内訳は次表のとおりとなっている。

表 調査対象12市町村における多面的機能支払交付金の活用状況（平成27年度）

岩手県	組織数	箇所数	宮城県	組織数	箇所数	秋田県	組織数	箇所数
花巻市	27	164	仙台市	2	5	秋田市	43	145
一関市	142	1,421	大崎市	31	189	横手市	11	57
奥州市	69	579	大和町	22	112	由利本 荘市	65	250
金ケ崎 町	9	20	大衡村	10	102	大仙市	58	147
計	247	2,184	計	65	408	計	177	599
合計 489 組織、3,191 か所								

(注) 当局の調査結果に基づき作成した。

図表Ⅱ－３－(7) 書面調査した 65 市町村における市町村保全構想が未策定である理由

今回、実地に調査した 12 市町村以外に岩手県、宮城県及び秋田県内のため池が所在する 67 市町村（岩手県 20 市町村、宮城県 29 市町村及び秋田県 18 市町村）に対し、書面による調査を実施した結果、回答のあった 65 市町村の全てにおいて保全構想は策定されておらず、その理由の内訳は次表のとおりである。

表 書面調査した 65 市町村における市町村保全構想が未策定である理由

市町村保全構想が未策定である理由（回答市町村数）	岩手県 (20 市町村)	宮城県 (29 市町村)	秋田県 (16 市町村)	計
①市町村保全構想の基となる県保全管理方針を県が策定していないため	5	8	8	21
②市町村保全構想を策定する必要があるとの認識がなかったため	1	0	2	3
③多面的機能支払交付金を活用して保全管理に取り組むことにしているため	10	1	0	11
④業務繁忙により市町村保全構想の策定まで手が回らないため	0	3	1	4
⑤市町村保全構想の策定について現在検討中又は今後検討することになっているため	2	1	0	3
⑥市町村保全構想を策定する必要性を感じないため	1	0	0	1
⑦その他	1	4	2	7
⑧未回答	0	12	3	15
計	20	29	16	65

(注) 当局が実施した書面調査に基づき作成した。